

# 令和9年度重点提案・要望書

福 井 県

福井県政の推進につきまして、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、北陸新幹線の福井・敦賀開業を契機に、地域公共交通の強化、高付加価値企業の誘致、にぎわいつくりなどの諸施策のさらなる強化に取り組んでおります。

あわせて、手厚い子育て応援や高い教育水準など、幸福度日本一の社会基盤のもと、若者や子育て世代に選ばれる福井の実現を目指しています。

一方、我が国は、少子高齢化が急速に進むとともに、大規模災害のリスクが高まっています。東京一極集中の是正を早急に実現し、それぞれ特色ある地方が我が国の成長の源となる分散型の国づくりを強く進めなければなりません。そのためには、北陸新幹線の大阪延伸をはじめ、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消するとともに、国民生活の安定や産業の発展、国家の安全保障を実現する揺るぎない原子力・エネルギー政策を実行することが必要です。

また、地方は、都市部への食料やエネルギーの供給、国土・環境の保全など、我が国の持続的発展を下支えしてきました。地方の衰退は、都市部の衰退、ひいては国全体の衰退につながります。こうした地方の重要性に鑑み、地方の維持・活性化には、国による全面的なバックアップが必要です。

次に掲げた事項は、地方の活力増進はもとより、人口減少社会における諸問題を克服し、日本全体の成長と発展を実現するための不可欠な事項です。その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

福井県知事 石田 嵩人

# 令和9年度重点提案・要望項目一覧

## 最重点事項

### (交通基盤等の整備)

- 1 北陸新幹線の早期完成・開業・・・・・・・・・・・・・2
- 2 高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化・機能強化・・・・6
- 3 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保・・・・15
- 4 防災・減災、国土強靱化対策の加速・・・・・・・・・・・・・18

### (エネルギー政策)

- 5 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化・・・・22
- 6 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化・・・・・・・・・・・・・27
- 7 原子力発電所立地地域の振興・課題解決・・・・・・・・・・・・・31

### (地方創生・人口減少対策)

- 8 地域活力の向上・・・・・・・・・・・・・38
- 9 こども・子育て政策の強化・・・・・・・・・・・・・42
- 10 分散型国家の実現・・・・・・・・・・・・・49
- 11 地域公共交通の維持・活性化・・・・・・・・・・・・・57
- 12 人材確保や賃上げなど労働環境の改善・・・・・・・・・・・・・62

### (中東情勢対策)

- 13 中東情勢に伴う燃料油等の確保および事業者等への支援・・・・76

## 重点事項

### (人づくり)

- 1 学校教育の充実・強化・・・・・・・・・・・・・81
- 2 教員の働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・92

### (産業振興)

- 3 中小企業・新産業への支援充実・・・・・・・・・・・・・99
- 4 農林水産業の成長産業化・・・・・・・・・・・・・101
- 5 脱炭素社会の早期実現・・・・・・・・・・・・・110

### (交流拡大)

- 6 北陸新幹線開業効果の最大化・・・・・・・・・・・・・113
- 7 スポーツを通じた地方の活力創出・・・・・・・・・・・・・116
- 8 福井の歴史、伝統文化の発信・応援・・・・・・・・・・・・・118
- 9 幹線道路ネットワークの整備推進・・・・・・・・・・・・・123

### (くらしの質の向上、安全・安心)

- 10 デジタル技術など先端技術の社会実装の促進・・・・・・・・・・125
- 11 誰もが安心して暮らせる医療と福祉・・・・・・・・・・・・・129
- 12 県民の安全・安心の向上・・・・・・・・・・・・・148
- 13 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化・・・・・・・・・・・・・158
- 14 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置・・・・・・・・・・159
- 15 拉致問題の早期かつ全面解決の実現・・・・・・・・・・・・・161

# 最重点事項

(交通基盤等の整備)

- 1 北陸新幹線の早期完成・開業
- 2 高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化・機能強化
- 3 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保
- 4 防災・減災、国土強靱化対策の加速

(エネルギー政策)

- 5 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 6 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化
- 7 原子力発電所立地地域の振興・課題解決

(地方創生・人口減少対策)

- 8 地域活力の向上
- 9 こども・子育て政策の強化
- 10 分散型国家の実現
- 11 地域公共交通の維持・活性化
- 12 人材確保や賃上げなど労働環境の改善

(中東情勢対策)

- 13 中東情勢に伴う燃料油等の確保および事業者等への支援

## 北陸新幹線の早期完成・開業

【国土交通省、鉄道・運輸機構】

北陸新幹線は、沿線全体に大きな経済効果を発現するとともに、東海道新幹線の代替機能を果たし、国土強靱化にも寄与する極めて重要な国家プロジェクトである。令和6年3月16日、福井・敦賀開業が実現し、交流人口の増加など大きな効果が発現しているが、北陸新幹線の整備効果は、小浜京都ルートで大阪まで早期につながってこそ、最大限発揮されるものである。

また、本県は、半世紀以上にわたり、国策である原子力・エネルギー政策に志を持って協力し、関西地域への電力の安定供給に大きく貢献してきた。さらに、今般の中東情勢によりエネルギー安全保障の重要性は一層高まっている。小浜京都ルートは、国の責務である立地地域の振興として必要不可欠であり、次世代のために実現すべき国家プロジェクトである。

小浜京都ルートの一日も早い認可・着工および全線開業を実現するため、次の事項を確実に実行するとともに、必要な予算を確保すること。

### 1 敦賀・新大阪間の令和9年度の認可・着工および全線開業

#### (1) 詳細な駅位置・ルートの決定

今国会中に詳細な駅位置・ルートを決定すること。併せて、地下水への影響など地元関係者等の懸念や不安を払拭するため、沿線自治体等に対し、科学的知見に基づく丁寧な説明を積み重ね、令和9年度の認可・着工を実現すること。

## (2) 着工5条件の早期解決

安定的な財源の確保、費用対効果について検討を加速し、着工5条件を早期に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、財政投融資の活用等、整備財源に関する議論を深め、必要な財源を早急に確保すること。

## (3) 地方負担の軽減

沿線自治体の負担が最小化されるよう、より一層のコスト縮減や、国土強靱化の観点からの国費充当、地方財政措置の拡充など、地方負担のあり方を含め、あらゆる方策を検討し、国家プロジェクトにふさわしい負担軽減策を講じること。

## (4) 沿線地域の機運醸成

関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである小浜京都ルートの実現性や意義を説明し、早期全線整備に向けた機運醸成を図ること。

## (5) 環境アセスメントと北陸新幹線事業推進調査の推進

環境アセスメントを丁寧かつ迅速に進めること。

また、「北陸新幹線事業推進調査」について、国において沿線住民の理解を得ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を早期に解決すること。さらに、早期の整備に向けて、特に工期の長い駅部の工期短縮に最大限努力すること。

## (6) 並行在来線の取扱い

J R小浜線は特急が運行されておらず、また、新幹線開業により旅客輸送量が著しく低下する路線ではないため、敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線には該当しないことを確認すること。

## (7) 北陸と関西・中京間の円滑な流動の確保

金沢・敦賀間の開業により、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じたことから、北陸と関西・中京間の円滑な流動が確保されるよう、適切なダイヤ設定や料金負担の軽減をはじめ、J R湖西線の強風対策、関西空港まで直通する在来線特急の運行等、利用者の利便性向上を図ること。

【担当部署：未来創造部 新幹線建設推進課】

最重点事項1

○北陸新幹線の整備状況



## 高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化・機能強化

【国土交通省】

本県の高規格道路および国道8号の整備は、日本海側の東西国土軸として北陸圏と中京圏・関西圏・関東圏の広域的な連携をさらに強化し、これら圏域全体における産業・観光振興等や福井都市圏をはじめとする県内の道路交通のサービス水準改善等、多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

### 1 中部縦貫自動車道大野油坂道路の予算確保と早期完成・開通

- ① 令和11年春の開通見通しが示された大野油坂道路について、全線開通に対する県民の期待は極めて高いため、安全確保を前提に、県内全線開通を一日も早く実現するとともに、これに必要な予算について、補正予算を含めて確実に措置すること。
- ② 増額が示された事業費については、事業費等監理の徹底を図り、今後も事業計画に影響を及ぼすような状況変化が発生した際には速やかに情報共有をするとともに、事業推進にあたっては、地方の実情に十分配慮し、コスト縮減策の検討や交付税措置率の高い国土強靱化予算の配分など、地方負担の軽減を図ること。

○中部縦貫自動車道の整備状況



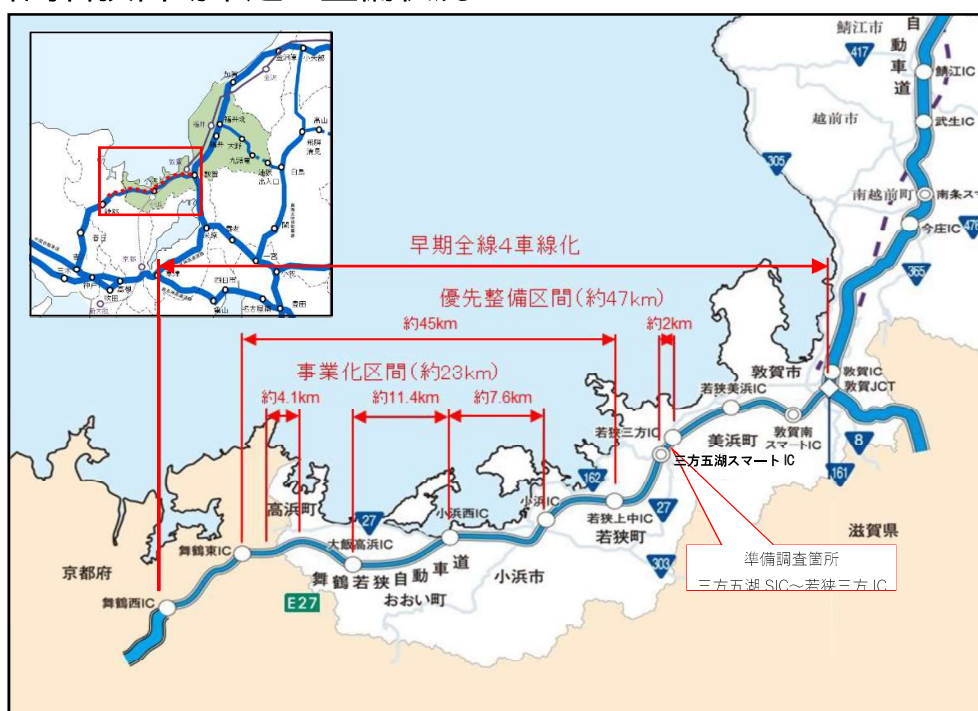
## 2 舞鶴若狭自動車道の4車線化整備

舞鶴若狭自動車道の全線4車線化は、大雨・大雪時のネットワーク代替性確保や事故防止のみならず、原子力災害時の円滑な広域避難の観点からも重要であることから、早期に実現できるように、料金徴収期間の延長による財源等を活用し、以下の対策を講じること。

- ①準備調査箇所を選定された三方五湖スマート～若狭三方間の設計調査を推進し、早期事業化を図ること。
- ②優先整備区間に選定されている区間（舞鶴東～大飯高浜間の一部、小浜～若狭上中間）を早期に事業化すること。
- ③事業中の舞鶴東～小浜間（約23km）の整備を推進し、早期完成に向けた支援を行うこと。
- ④残る区間（若狭上中～三方五湖スマート間、若狭三方～敦賀間）については、地域の実情を踏まえ、評価指標の見直しを実施するなどにより、優先整備区間として選定し、4車線化を図ること。

あわせて、大型車による物流の需要増加に対応するため、大型車向けの駐車場増設への支援を行うこと。

### ○舞鶴若狭自動車道の整備状況



### 3 福井外環状道路の計画の具体化

福井外環状道路は、福井都市圏西側に新たな南北軸を形成する重要物流道路であり、現在の東側幹線への交通集中を緩和し、福井都市圏全体の交通機能分担を見直す第二の骨格となるものである。産業や観光の振興に寄与し、大雪や浸水災害時における代替ルートを確認するなど多面的な効果を有することから、早期事業化に向け計画の具体化を積極的に推進すること。

あわせて、北陸自動車道に繋がる福井南スマート IC（仮称）については、福井県・福井市において早期整備に向けた検討を進めていくため、国として最大限の支援を行うこと。

#### ○福井外環状道路の要望箇所図



#### 4 福井都市圏における道路交通ネットワークの強化

福井都市圏の道路交通は、慢性的な渋滞、降雪期における交通機能の低下、さらには浸水時の通行障害など、複数の課題が同時に顕在化しており、道路ネットワークの脆弱性が地域社会および産業活動に深刻な影響を及ぼしている。

これらの課題は、単一の道路整備のみで解決できるものではなく、幹線道路・高速道路・外環状道路などが相互に役割を分担し、全体として機能を補完し合う総合的な対策が必要であるため、以下の取り組みを進めること。

##### (1) 国道8号の機能強化

福井都市圏の東側の幹線道路である国道8号は、都市内交通の流入により渋滞が常態化し、本来の広域交通機能を十分に発揮できていない状況にある。特に渋滞が著しい区間等において、幹線道路としてのサービスレベルを確保するとともに、広域交通と都市内交通の適切な機能分担が図られるよう、短期・中期で効果的な現道対策を行うこと。

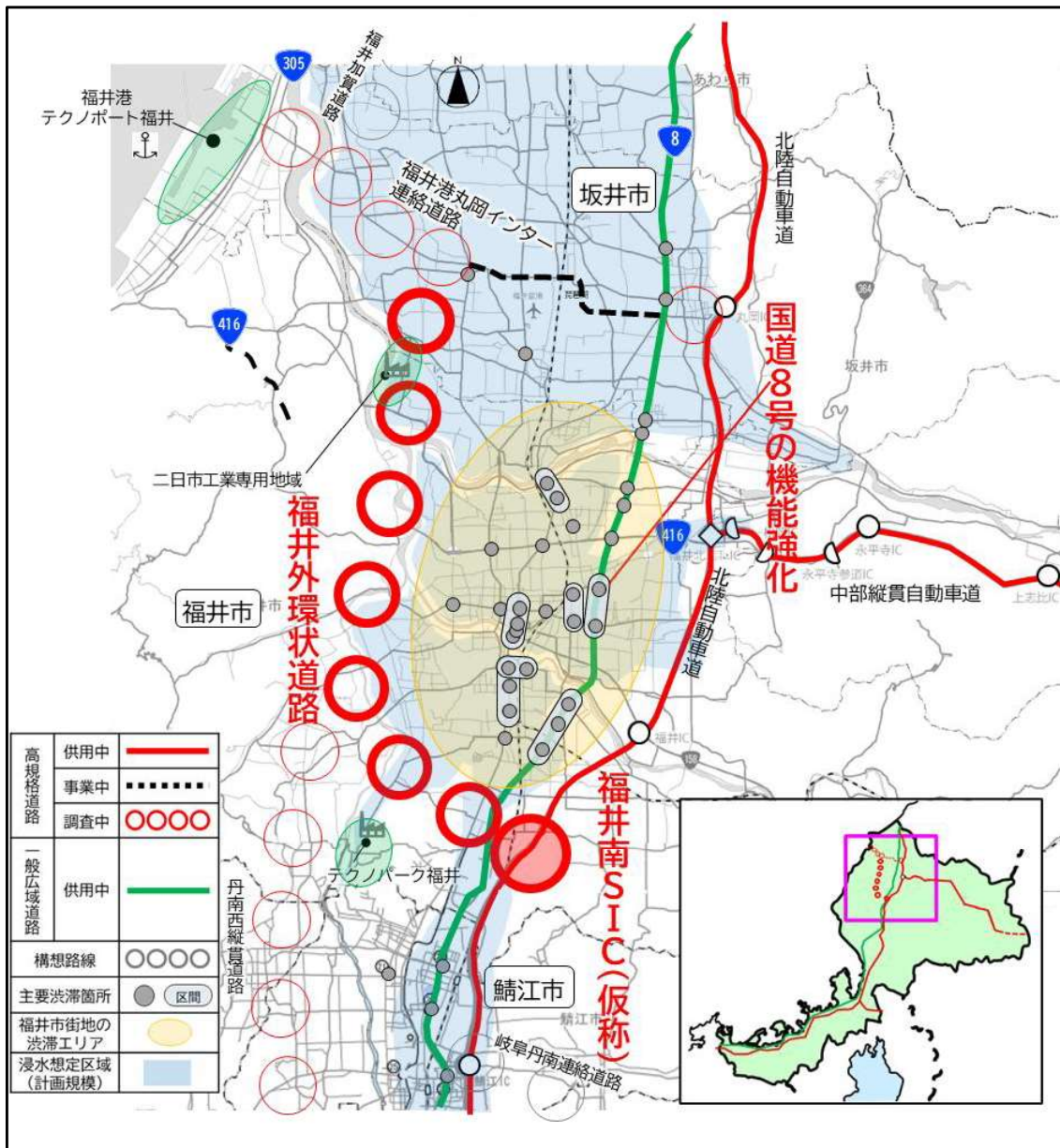
##### (2) 福井南スマートインターチェンジの早期整備支援

北陸自動車道と福井外環状道路との結節点に福井南スマート IC（仮称）を整備することにより、福井都市圏の渋滞箇所を經由せず高速道路へのアクセスが可能となり、交通の分散化とネットワークの多様化が期待される。これは即効性のある対策であり、福井県・福井市において早期整備に向けた検討を進めていくため、国として最大限の支援を行うこと。

### (3) 福井外環状道路の計画の具体化（再掲）

福井外環状道路は、福井都市圏西側に新たな南北軸を形成する重要物流道路であり、現在の東側幹線への交通集中を緩和し、福井都市圏全体の交通機能分担を見直す第二の骨格となるものである。産業や観光の振興に寄与し、大雪や浸水災害時における代替ルートを確認するなど多面的な効果を有することから、早期事業化に向け計画の具体化を積極的に推進すること。

#### ○国道8号、福井南 SIC、福井外環状道路の要望箇所図



## 5 国道8号の強靱化

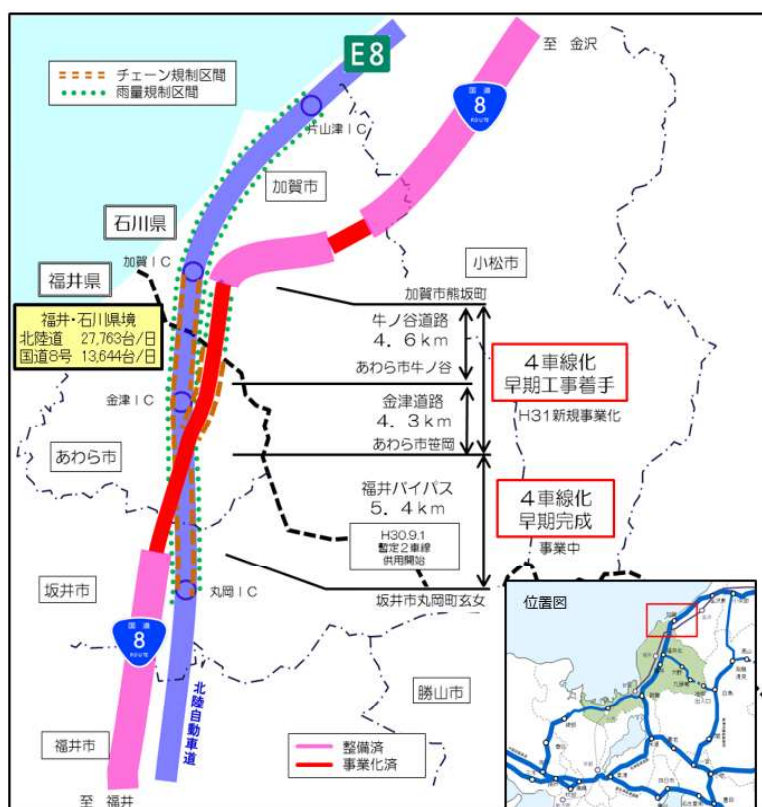
国道8号は関西・中京から北陸、東北を結ぶ日本海側の国土軸で、物流において大きな役割を果たすとともに、国土強靱化の面で重要な路線である。また、令和3年1月の大雪、令和4年8月の大雨では、大規模な交通障害が発生し社会経済への大きな影響が生じるなど、平常時に加え災害時における機能の強化を進めることが急務であるため、以下の区間の早期整備に最大限努めること。

### (1) 石川・福井県境部の整備促進

石川県加賀市熊坂町<sup>くまさかまち</sup>～あわら市笹岡間（8.9 km）の牛ノ谷道路、金津道路について、早期に4車線化工事に着手すること。

福井バイパスの暫定2車線区間であるあわら市笹岡<sup>げんによ</sup>～坂井市丸岡町玄女間（5.4 km）の完成時期を公表し、早期に4車線で完成すること。

#### ○国道8号 石川・福井県境区間の整備状況



(2) 南越前町～敦賀市間の整備促進・早期事業化

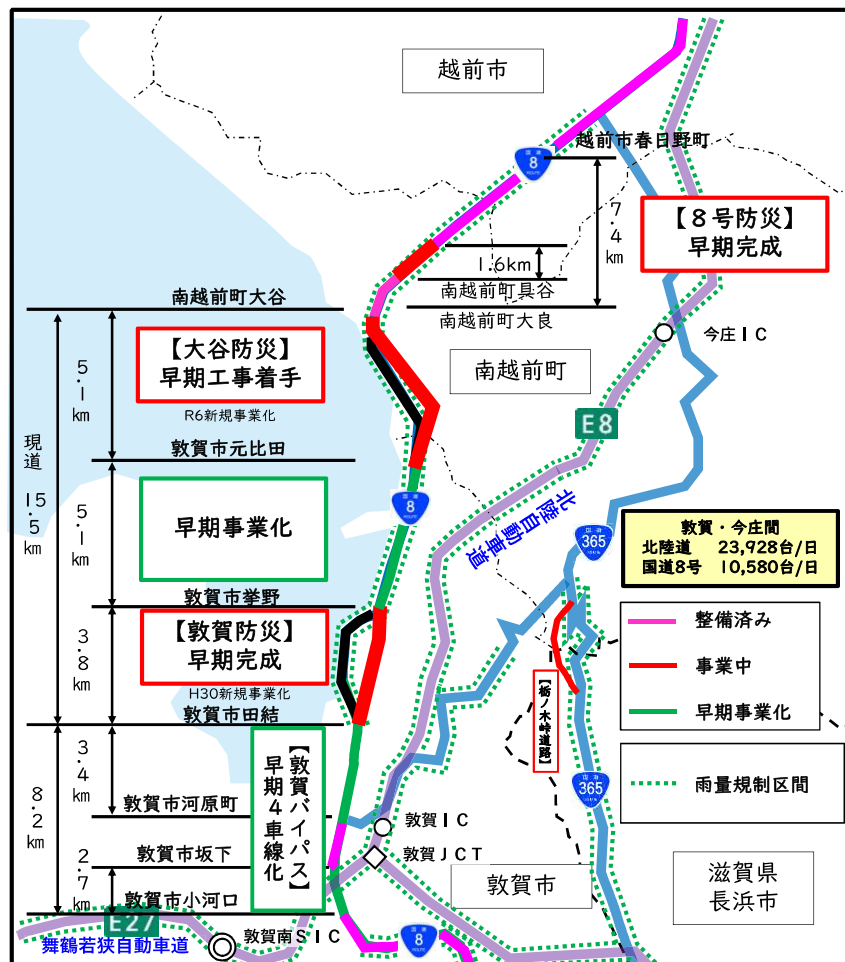
敦賀市<sup>あげの</sup>拳野～<sup>たい</sup>田結間（3.8 km）の敦賀防災について、早期完成に向け事業進捗が図られるよう、必要な予算措置を講じること。

南越前町<sup>おおたに</sup>大谷～敦賀市<sup>もとひだ</sup>元比田間（5.1 km）の大谷防災について、早期に工事に着手するとともに、未事業化区間についても早期の事業化を図ること。

越前市<sup>かすがのちよう</sup>春日野町～南越前町<sup>だいら</sup>大良間（7.4 km）の8号防災について、残る南越前町<sup>ぐだに</sup>具谷地区の区間（1.6 km）を早期に完成すること。

敦賀市<sup>たい</sup>田結～<sup>おごぐち</sup>小河口間（8.2 km）の敦賀バイパスについて、早期に全線4車線化すること。

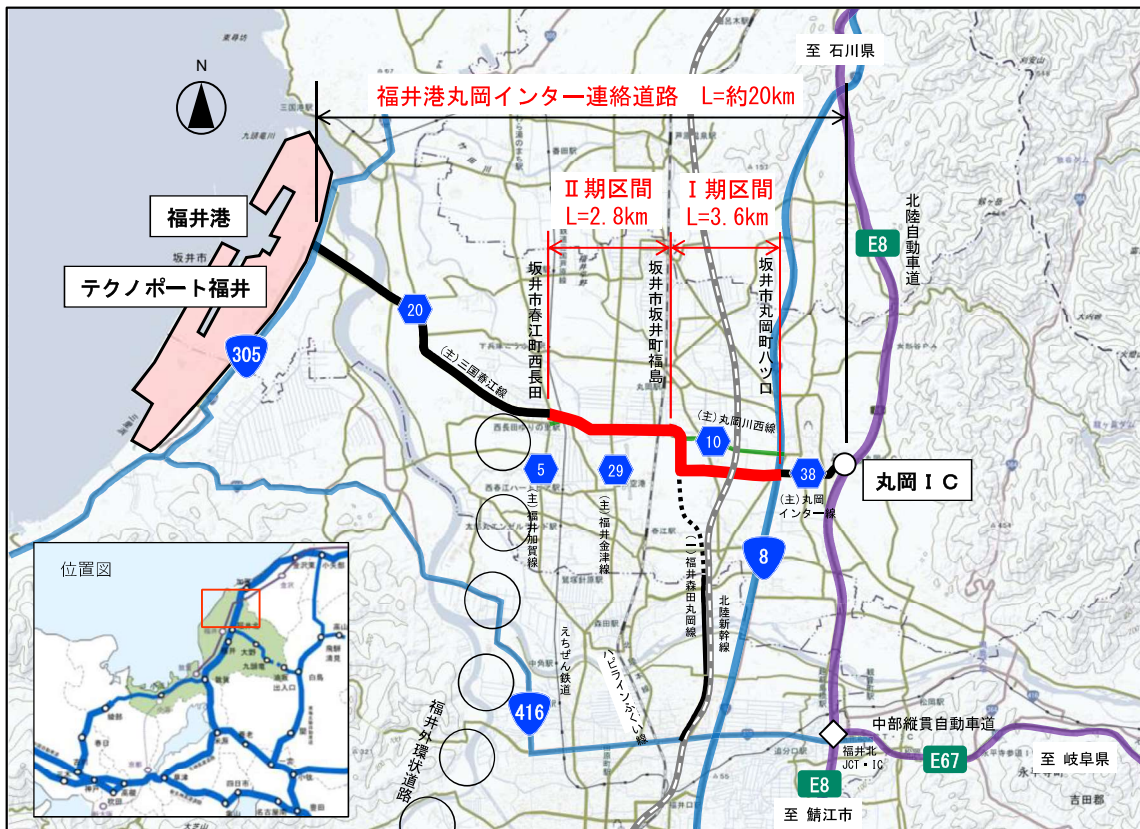
○国道8号 南越前町～敦賀市区間の整備状況



## 6 福井港丸岡インター連絡道路の整備推進

福井港丸岡インター連絡道路は、中部縦貫自動車道と一体となり、新たな東西の物流軸として日本海側の福井港と中京圏を結ぶ道路であるため、I期区間（福島・ハツ口間（3.6km））およびII期区間（西長田・福島間（2.8km））が早期に開通できるよう、補正予算を含め必要な予算措置を行うこと。

### ○福井港丸岡インター連絡道路の整備状況



【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課】

## 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保

【国土交通省】

敦賀港は、日本海側の港湾で唯一、九州・本州・北海道を結ぶフェリー、RORO船の定期航路が就航しており、北海道から九州までの日本全域を貨物背後圏としたユニットロードの拠点である。敦賀港全体の取扱貨物量は令和6年には過去最高、令和7年も引き続き堅調に推移しており、特に令和6年の内貿RORO貨物は前年比で約2割増の大幅増加となった。今後も、トラックドライバー不足の問題等による内航船へのモーダルシフトの動きが続くことが見込まれることから、さらなるユニットロードターミナルの機能強化が喫緊の課題である。

さらに、敦賀港は、能登半島地震など災害時において、自衛隊が被災地に緊急物資等を輸送に利用するなど、広域防災拠点としての役割を果たしている中、令和6年8月には特定利用港湾にも指定され、その重要性がさらに増している。

このような敦賀港において、港湾機能を強化し、我が国の海上物流体制を支えるため、以下の対策を講じるとともに、必要な港湾予算を確保すること。

### 1 鞠山南地区ユニットロードターミナルの整備推進

- ①敦賀港において、RORO船の大型化への対応、港内貨物の集約による荷役の効率化、太平洋側港湾被災時のバックアップ機能の強化のため、鞠山南岸壁延伸事業について必要な予算を確実に確保の上、1日も早い完成を図ること。
- ②敦賀港の機能が確実に発揮されるよう、鞠山北防波堤の改良による静穏度の確保や、大規模地震が発生した際も使用できるよう岸壁の耐震強化を図ること。

- ③事業の実施にあたり、交付税措置率の高い国土強靱化予算を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。

## 2 次世代高規格ユニットロードターミナルの実現

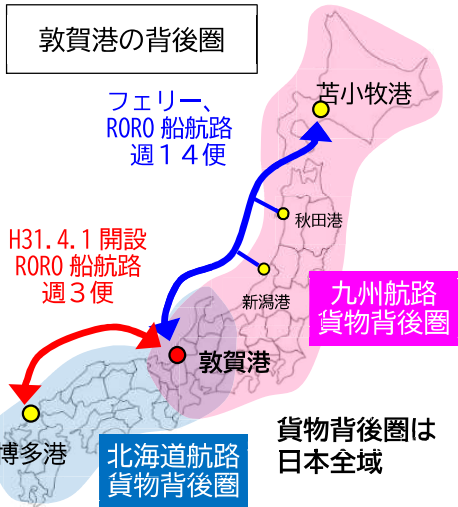
敦賀港において船社、港湾運送事業者と行政関係者からなる次世代高規格ユニットロードターミナルに関する勉強会を開催し、内航船へのモーダルシフトの促進に不可欠なターミナルの効率化を進めている。この取組みを加速するため「ターミナル管理システム」の導入に対する民間への支援を行い、港の実情にあった次世代高規格ユニットロードターミナルの実用化を目指すこと。

## 3 特定利用港湾の指定を踏まえた既存事業の整備促進

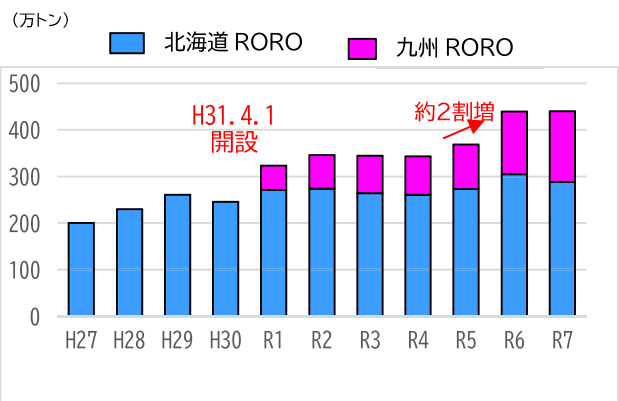
- ①敦賀港が特定利用港湾に指定されたことを踏まえ、鞠山南岸壁延伸事業など既存事業を含む必要な港湾整備事業を着実に推進すること。
- ②国の訓練等の利用にあたり、事前の情報共有や調整など丁寧な対応を行うこと。

【担当部署：土木部 港湾空港課】

### 最重点事項3



### 内貿 RORO 船 取扱貨物量の推移



### 次世代高規格ユニットロードターミナルの実現

#### 乗下船管理(フェリー)

(フェリーターミナル) 乗下船管理のシステム化 (労働者の負担軽減)

#### シャーシの位置管理(RORO 船)

### ターミナル管理システムのイメージ

## 防災・減災、国土強靱化対策の加速

【 内閣府、文部科学省、国土交通省 】

令和4年8月および令和5年7月の大雨、令和6年1月能登半島地震等、近年大規模自然災害が相次いでいる。また、令和3年1月、令和8年1月の大雪等では、物流に大きな影響が出ている。いつどこで起きるかわからない災害から国民の命を守り、暮らしと経済を支える防災・減災、国土強靱化は喫緊の重要課題であることから、以下の対策を講じること。

### 1 地域の国土強靱化加速に必要な予算・財源確保

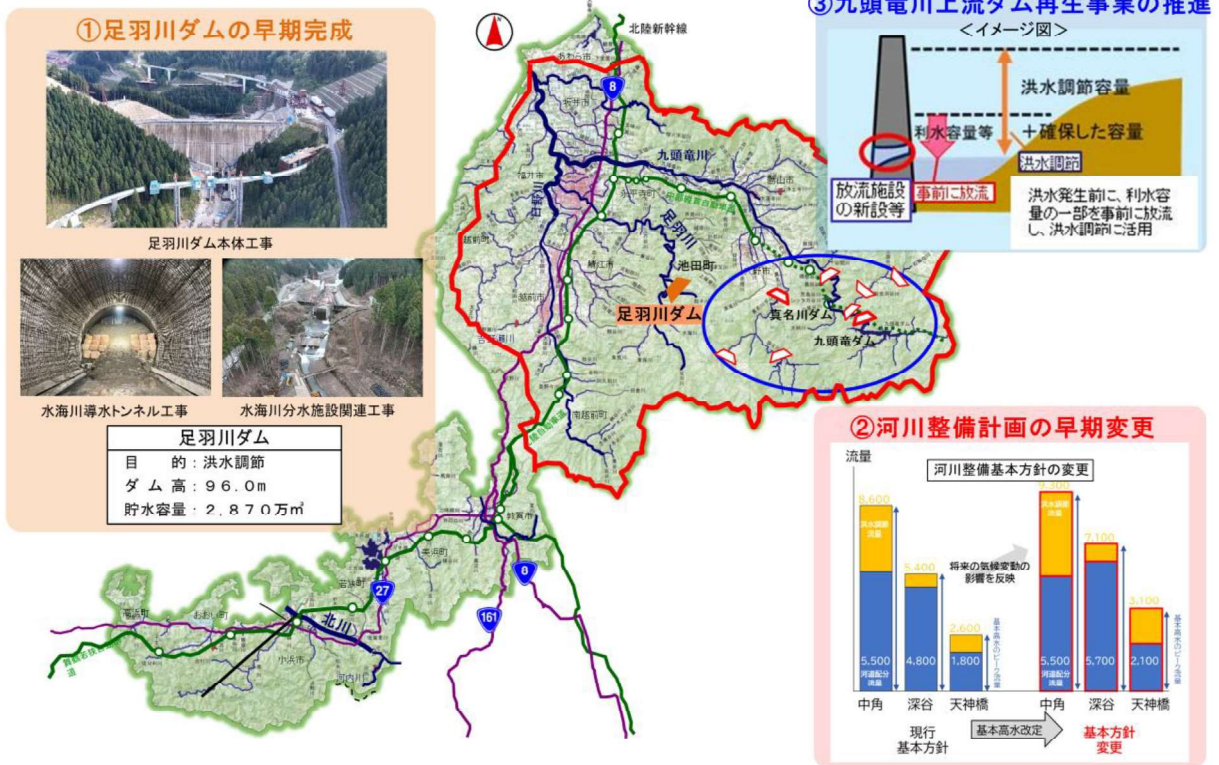
国土強靱化地域計画の取組の迅速かつ確実な実施に向けて、高規格道路をはじめとした災害に強い道路ネットワーク整備や流域治水、老朽化対策や雪害対策等、地域にとって必要な事業を着実に推進するため、令和9年度公共事業関係予算においては、所要額を満額確保するとともに、国土強靱化実施中期計画においては、資材・労務費高騰等を踏まえ、通常予算とは別枠で予算を確保すること。

### 2 九頭竜川水系における治水対策の強化

- ① 福井豪雨により甚大な被害を受けた県都福井市の中心部を洪水から守るため、足羽川ダムの早期完成を図ること。
- ② 気候変動の影響により、当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、令和5年12月に策定された九頭竜川水系河川整備基本方針に基づき、整備計画を早期に変更すること。
- ③ 速やかな九頭竜川上流ダム再生事業の工事着手に向けて、河川整備計画の変更も見据え、治水機能増強検討調査の進捗を図ること。

○九頭竜川水系 直轄ダム事業の整備状況

九頭竜川水系における治水対策の強化



3 社会資本整備における地方負担の軽減

公共事業において、資材価格の高騰など必要な財政需要を、地方財政計画に適正に盛り込むこと。

4 令和6年能登半島地震を踏まえた防災力の強化

(1) 避難所の生活環境改善に向けた支援の強化

避難生活における良好な生活環境確保のため、スフィア基準に沿った避難所等の備蓄・資機材の整備が円滑に進むよう必要な予算・財源を確保するとともに、県や市町に対し適切な助言を行うこと。

## (2) 最新の知見に基づく断層評価結果の早期公表

国の地震調査研究推進本部において、能登半島地震を踏まえた最新の知見に基づく陸域活断層の評価を行い、その結果を速やかに公表すること。

## (3) 住宅の耐震化の推進

令和6年能登半島地震をはじめ、近年大規模地震が頻発していることから、住宅の耐震化を加速させるため、補助制度の拡充など、必要な財政的支援を行うこと。

## 5 社会インフラの長寿命化対策の推進

- ①老朽化が進行する公共施設等について、計画的に長寿命化対策が実施できるよう道路や河川、砂防、港湾、都市公園、上下水道施設などの個別施設計画に基づく点検や補修・更新等、予防保全型インフラメンテナンスへの転換等に必要な予算を安定的に確保すること。
- ②消雪設備や道路情報板の維持管理について、大雪時における交通確保や予防的通行止め等に伴う広域迂回案内を適切に実施できるよう、設備の修繕、更新、改良等の予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ③「予防保全」への本格転換の基礎となる、施設点検等について、補助事業の対象とするなど、制度の拡充や財政支援を行うこと。
- ④水道施設の老朽化対策について、要件緩和と併せて補助率を引上げること。
- ⑤台帳整備等の維持管理業務について、長寿命化対策を推進するため、省力化、効率化、高度化が期待できるインフラDXの推進に必要な予算措置を行うこと。

## 6 防災・減災機能の強化の推進

- ①橋梁の耐震補強や上下水道一体となった耐震化計画に基づく更新・改築について、予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ②災害時の支援物資輸送等に対応した「海上支援ネットワーク」の形成に向けて、重要港湾に加えて地方港湾においても岸壁の耐震補強について予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ③空港施設について、防災機能強化を早急に図るため、燃料タンクの耐震対策・新增設および空港ビルなどの施設整備を対象とした補助制度を創設すること。また、エプロン等の耐震化について、必要な予算を確保すること。

【担当部署：防災安全部 危機管理課 / 土木部 道路建設課、高規格道路課、道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課】

## エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

【内閣府、文部科学省、経済産業省、環境省】

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

第7次エネルギー基本計画では、原子力を最大限活用する方針が明記され、第6次計画に比べ、原子力の将来像が一定程度明確となった。一方、2040年代以降、原子力の設備容量が急速に減少する見通しも示されており、2050年以降も見据えて議論を深めていくことが重要である。

核燃料サイクル、使用済燃料対策といったバックエンドプロセスについても、六ヶ所再処理工場の竣工や全国の発電所の貯蔵プールのひっ迫など多くの課題がある。

また、県民の安全・安心の確保が最優先であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要がある。

については、以下の対策を講じること。

### 1 原子力・エネルギー政策の実行

#### (1) 原子力政策の明確化と着実な実行

事業者の安全投資や人材確保を進めていくためにも、カーボンニュートラル実現を目指す2050年以降も見据え、将来の原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋など原子力の将来像をより明確にするとともに、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題に対して責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

## (2) 使用済燃料対策への主体的な対応

- ①関西電力の使用済燃料対策ロードマップに基づき、事業者全体で連携して使用済燃料を確実に搬出するよう、国が前面に立って主体的に取り組むこと。
- ②六ヶ所再処理工場の竣工目標の実現に向け、国が厳しく進捗管理を行い、政府全体として責任を持って取り組むこと。
- ③使用済燃料対策について、再処理工場への搬入にとどまらず、搬入までの保管のあり方も含めて、国が関与する枠組みを具体化するなど、国が責任を持って取り組むこと。
- ④全ての使用済燃料は再処理するため、湿式貯蔵、乾式貯蔵の方式を問わず、発電所内での保管は一時的なものであることについて、国が責任を持って、県民・国民に説明し理解を得ること。

## (3) 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性および第7次エネルギー基本計画等に示された運転期間延長、次世代革新炉の開発・設置などの原子力活用の方針、電力の安定供給等への立地地域の貢献について、電力消費地において説明を尽くすこと。

また、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

## (4) 運転サイクル長期化等における安全性の確認

運転サイクルの長期化や運転中保全の導入、定期検査の効率的実施について、国が事業者と十分議論の上、安全性を厳正に確認すること。

## (5) 安全対策に係る事業環境の整備

第7次エネルギー基本計画に示された方針に基づき、事業者において、既設炉の活用、次世代革新炉の開発・設置に係る安全対策への投資が十分に行えるよう、国が早急に事業環境を整備すること。

## (6) 関西電力の業務改善への対応

金品受領問題、顧客情報不正利用問題等にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

## (7) 使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、再処理技術確立に向けたフランスでの実証研究の充実を図るなど、海外の知見を十分取り入れ、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

## (8) 「もんじゅ」、「ふげん」の廃止措置への対応

- ① 「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。また、発電設備の解体撤去等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

- ②「ふげん」の廃止措置については、解体工法の変更に伴う技術開発や使用済燃料の仏国への搬出等が計画どおり安全・着実に進むよう、国が責任を持って工程管理を行うこと。
- ③廃止措置計画の進捗状況について、県民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。

### (9) 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

### (10) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

また、エネルギーに関しての情報収集、実験・検証、分析および周囲の人との意見交換など、児童生徒が行う主体的で探究的な幅広い学習活動を支援すること。

## 2 実効性ある安全規制の実施

- ①原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、科学的・技術的観点から原子力発電所の安全を遅滞なく効率的に確認し、安全の確保を図るとともに、発電所の安全審査について、県民・国民に対し、正確で分かりやすい説明を行い、理解確保に努めること。

- ②高経年化炉に関する安全性については、長期施設管理計画の認可制度に基づき厳正に確認するとともに、県民・国民に対し丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- ③安全規制に係る審査が遅滞なく行われるよう、本庁での審査体制を強化すること。また、現場を重視した安全対策・事故制圧・防災体制の徹底を図るため、現地の規制事務所の人員体制を充実強化すること。
- ④原子力規制検査について、第三者の意見等を踏まえた運用改善や検査結果の透明性確保に努めること。
- ⑤立地自治体の求めに応じて意見交換を行い、地元との意思疎通を図ること。また、意見交換を行った際は、立地自治体の意見に対する考え方や対応を分かりやすく示すこと。

### 3 LNGインフラ整備の実現

エネルギー供給網の強靱化の観点から、日本海側と太平洋側を結ぶ広域ガスパイプラインの整備構想を国が早期に策定すること。

【担当部署：防災安全部 原子力安全対策課 / エネルギー環境部 エネルギー課  
/ 教育庁 義務教育課、高校教育課】

## 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

【内閣府、国土交通省、環境省、防衛省】

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

### 1 原子力防災対策の充実

#### (1) 広域避難体制の整備

- ①広域避難計画（「緊急時対応」）について、訓練や専門的知見を踏まえ改善を図るとともに、県民への広報・周知を行い、原子力防災対策に係る理解促進を図ること。敦賀地域においても、国が主体的に実効性ある計画の検討を着実に進めること。
- ②被ばくの影響を低減させる屋内退避の重要性について、効果等を県民に対して分かりやすく説明すること。また、屋内退避中の生活を維持するための営業継続に関する民間事業者の理解促進など屋内退避の効果的な運用について、政府全体で取組みを進め、国が責任を持って国民や関係自治体に周知を図ること。
- ③バスや福祉車両の輸送手段、避難退域時検査・簡易除染体制など、避難行動要支援者を含む住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。
- ④近年、短期間の集中的な大雪が全国的に発生していることを踏まえ、大雪時に住民避難が円滑に実施できるよう、避難道路の確保や除雪体制の充実を図ること。

- ⑤避難所運営のDX化を推進するため、デジタル技術を活用した避難者支援業務の実証事業等を踏まえ、情報システムの整備方針を示し、全国展開すること。

## (2) 予測的手法の活用

避難ルートや避難先の選定などには、参考情報として放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

## (3) 原子力災害時における事故制圧体制と避難支援体制の強化

- ①重大事故が起こった場合に備え、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国や実動機関、原子力事業者が、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- ②原子力緊急事態支援センターに対して、実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。
- ③自然災害等により集落が孤立した場合に、大量輸送による迅速な避難を行うため、大型ヘリコプターや大型船舶など多様な避難手段を確保し、実動機関が一体となった避難支援体制を強化すること。

#### (4) 安定ヨウ素剤の配布体制の改善

- ①安定ヨウ素剤の事前配布を進めるため、新型コロナウイルス感染症流行時の時限的特例であった配達等による配布を恒常的に実施できるよう原子力災害対策指針等で規定すること。
- ②UPZにおける安定ヨウ素剤の事前配布については、地域の条件だけでなく、配布対象者など事前配布を認める範囲を原子力災害対策指針等において明確にすること。

#### (5) 避難退域時検査・簡易除染体制の充実

- ①道府県に整備された避難退域時検査・簡易除染の資機材について、災害時に相互に貸し借りできるように国が責任をもって道府県等との調整を行うこと。  
また、検査等の実施にあたっては、電力事業者や自衛隊等による要員確保と資機材支援の体制整備を行うこと。
- ②避難退域時検査について、生活維持ができない住民等がOIL2を超える地域から一時移転等をする場合にも迅速に一斉検査を実施できるように国の資機材整備基準を見直すとともに、整備・保守に係る財政支援を行うこと。  
また、立地道府県等のみではさらなる要員の確保は困難となることから、立地道府県等のみでなく、電力消費地域も含め十分な人数を派遣できるように国が要員を育成し、迅速に派遣できる体制を整備すること。

#### (6) 緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築

- ①甲状腺の被ばく線量モニタリングについては、住民に実施の必要性を説明できるよう、測定後に国が実施する施策などについて地方自治体の意見を取り入れながら早期に検討を進めること。

- ② 詳細測定については、原子力災害拠点病院や高度被ばく医療支援センターで実施する必要がある、測定対象である19歳未満の者やその家族に遠方への移動などの大きな負担を強いることとなるため、国が車載のホールボディカウンタを避難所に派遣し運用するなど具体的な対応策を講じるとともに、早期に可搬型の測定機器を実用化すること。
- ③ 測定の負担を被災自治体のみにならせず、全国規模で支援できるよう測定要員の確保や派遣体制を国が構築し、実施にあたっての調整を行うこと。
- 特に電力事業者に対しては、国が指導し、被災自治体に十分な測定要員を派遣できるよう育成・確保に取り組むこと。

【担当部署：防災安全部 危機管理課 / 健康福祉部 地域医療課】

## 原子力発電所立地地域の振興・課題解決

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、環境省】

原子力基本法において、立地地域の地域振興や課題解決に向けた取組みを推進することが、国の責務として明記されているところである。本県は半世紀以上にわたり、国策である原子力政策に志を持って協力しており、国はこれらの取組みの推進を一層強化し、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現するため、以下の施策を着実に実施すること。

### 1 国の責務による立地地域の振興および安全安心などの課題解決に向けた取組みの推進

原子力基本法に示された国の責務に基づき、「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」において示された地域振興・課題解決に向けた取組みを進めるための十分な財源を確保するとともに、取組みが目に見えて進むよう、政府全体で早期かつ着実に取組むこと。特に避難道路については、通常の道路整備予算とは別枠で財源を確保し、地方の負担なく整備を進めること。加えて、原子力事業者に対しても原子力基本法の趣旨にのっとり、協力する責務を果たすよう指導すること。

さらに、北陸新幹線小浜・京都ルート of 早期認可・着工や、舞鶴若狭自動車道の4車線化についても、立地地域の振興や安全確保につながるものであり、政府一体となって取組みを推進すること。

## 2 GX2040ビジョンの推進

GX2040ビジョンに基づき創設されたGX戦略地域制度における地域選定においては、原子力発電など脱炭素電力のこれまでの供給実績や、今後の供給見込みを十分に踏まえること。

## 3 水素・アンモニア拠点の形成

南海トラフ巨大地震等を想定したエネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能強化を図るため、2030年以降に水素等の利用を開始する事業者も水素社会推進法における支援対象に加え、日本海側の敦賀港を中心としたエリアの水素・アンモニア供給拠点化に向けた取組みを支援すること。

## 4 嶺南Eコースト計画に基づく施策の推進

### (1) 原子力人材の維持・強化

第7次エネルギー基本計画で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

## (2) 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

### ①新試験研究炉の早期整備

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する試験研究炉は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉（KUR）がこの4月に運転を終了しており、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の基盤を維持するため、早期に整備すること。

推定活断層に関する対応については、早期に調査を完了させ、出来るだけ早く設置許可申請の見込み時期と建設予定地を提示するとともに、検討状況や調査の進捗を適宜、地元丁寧に説明すること。

## ②新試験研究炉を軸とした地域振興

新試験研究炉の整備検討に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、原子力研究・人材育成拠点としての具体的な将来像を示すとともに、この試験研究炉にしかない独自の実験装置や機能および研究炉の利用を促進するための運営・支援体制の早期具体化、地元のニーズの詳細設計への反映、若手研究者の育成に向けた教育施設の整備や産学連携の研究者教育プログラムの展開、産学の研究機関の集積につながる分析装置共同利用体制の構築、周辺のエネルギー教育施設との連携、大学のサテライトキャンパスやレンタルオフィス、宿泊施設、研究炉と敦賀市内を結ぶ交通ネットワークなど国内外の企業や研究者が利用しやすい環境の整備について議論を深めること。

さらに、医療用ラジオアイソトープ（R I）について、国内製造拠点の多角化を図るため、新試験研究炉を活かした西日本の製造拠点化に向けた検討を行うこと。

「もんじゅ」における1,000名雇用の維持については、廃止措置着手から10年を経過した後も、試験研究炉の運転が開始されるまでの間は、十分な雇用の確保に努めること。

また、試験研究炉の整備に当たっては、できるだけ多くの地元企業が建設に携われるよう検討すること。

### (3) 原子力サイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子力サイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取り組みである。

国としても、全国のリーディングプロジェクトとして位置付けられている本事業を推進するため、昨年設立したクリアランス集中処理事業を行う会社に対し、施設建設やクリアランス認可申請に向けた試験などに対する支援策の具体化を検討すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、国が責任をもって、クリアランス制度の社会定着の判断基準の明示を含めロードマップを早期に策定し、国民理解の促進に取り組むこと。

さらに、利活用に向けた国の実証事業を拡充するとともに、本県が県内企業と連携して行う普及や啓発活動等に対し支援を行うこと。

## 5 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ①本県は7基の原子力発電所が再稼働し、電力消費地の経済活動における脱炭素化に大きく貢献している。我が国全体でGXを推進する観点から脱炭素化への貢献に即した支援が確保されるよう、原子力発電の発電実績に対する評価を高め、交付金の算定において嵩上げするよう見直すこと。
- ②原子力発電所の運転期間延長に対する地域理解の促進や、GXビジョンに沿った原子力立地地域への企業の投資を呼び込むために、原子力立地給付金や原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業で実施されている電気料金に対する支援について、再稼働を行った発電所が立地する地域の住民や立地企業に対して、単価引き上げや電力上限の引き上げなど制度の拡充を図ること。
- ③運転終了から10年が経過し立地地域に対する影響緩和措置が随時終了するが、これから本格化する廃止措置を円滑に進めていくに当たって、国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ④「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、引き続き現在の交付水準を維持すること。
- ⑤電源立地地域対策交付金（長期発展対策交付金）について、使用済燃料貯蔵量および貯蔵能力に基づく交付額を増額するとともに、全ての使用済燃料が事業所外に搬出される日までを交付期間とすること。また、県に対しても交付するよう拡充すること。

⑥再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

## 6 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の充実強化

令和7年12月に特別措置法の対象地域が拡大したことを踏まえて、従前の「振興計画」に掲げていた事業に加えて今後追加する事業についても、関係省庁において必要となる予算を十分に確保するなど実現に向け所要の措置を講じること。また、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げ、不均一課税の対象業種の拡大など、制度の充実強化を図ること。

## 7 法人事業税に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受託していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。

また、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献しているため、ガス供給業についても同様に、現行以上の見直しを行わないこと。

【担当部署： 総務部 税務課 / エネルギー環境部 エネルギー課】

## 地域活力の向上

### 1 地域未来戦略の推進

地域未来戦略の推進に当たっては、大胆な投資促進策とインフラ整備に留まらず、産業人材の育成・確保など、地域における産業クラスター形成と地場産業の成長・発展に必要な幅広い取組みを、国が責任をもって一体的に進めていく必要がある。

戦略産業クラスター計画の策定にあたっては、特定の地域や自治体にクラスターが集中し、他地域の経済の弱体化を招くことがないように十分に配慮し、地域と連携しながら進めること。

また、知事主導で策定する「地域産業成長プラン」に基づき、地場産業の成長・発展に向けて地域で実施する取組みに向けて、地域未来基金費等による継続した財政支援を行うこと。

### 2 地方のにぎわい創出を目的としたスポーツ施設への支援

本県において整備が進められている福井アリーナは、県内外からの人の流れを、県内各地の消費に結びつけ「強い経済」を構築する起爆剤となる重要なプロジェクトである。

地元経済界が一丸となり整備から運営を担う民設民営のプロジェクトを、行政が応援する全国のモデルケースになるものであり、民間資金の導入を促進するため、地域未来交付金による継続的な支援を行うこと。

### 3 世界とつながるグローバル交流および海外販路の開拓

#### (1) 地域資源を活かした滞在型観光の推進

令和8年7月から増額される「国際観光旅客税」について、訪日客の急増に伴うオーバーツーリズム対策等だけではなく、地域の実情に応じた施策をさらに充実するため、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を生かせる交付金の創設等にも活用すること。

#### (2) 国が主体となったインバウンド需要の地方波及の推進

三大都市圏に偏在するインバウンド需要を地方に波及させ、都市部のオーバーツーリズムの解消と地方における観光消費を推進するため、地域ならではの食や伝統工芸等を活かした地方における高付加価値な観光地づくりへの支援を充実するとともに、北陸新幹線沿線各地の魅力とそれらを周遊する広域観光モデルコースを積極的に海外に発信するなど、国が自ら、地方部へのインバウンド分散に効果的な誘客プロモーションを展開すること。

#### (3) 高校生の海外留学に関する支援

「トビタテ！留学JAPAN」等について、より多くの高校生が参加できるよう支援内容の一層の拡充を図るとともに、応募条件の緩和を進めること。併せて、国際情勢が不透明な中でも高校生が不安を抱かず留学に参加できるよう、安全確保や情報提供体制など、安心して学べる環境整備を国として強化すること。

#### (4) 伝統的工芸品の世界に向けた発信

伝統的工芸品の生産額が減少する中、国内外の展示会等への出展による販路開拓は不可欠である。しかし、小規模零細事業者が多い本県においては、国の伝統的工芸品産業支援補助金は申請手続きが煩雑であり、十分に活用されていない。特に海外出展については、地方自治体が主体となり、産地が連携して出展することで、発信力の強化が期待できる。

こうしたことから、同補助金について申請手続きを簡素化するとともに、地方自治体が活用可能となる制度を拡充すること。

#### (5) 農林水産物に関する海外販路開拓への支援

輸出支援プラットフォームなどを通じたマーケットニーズや現地企業などの情報提供、国内農林水産物・食品について海外市場における需要拡大に向けたPR活動などを強化すること。

### 4 地域住民の活力向上

#### (1) SDGs 未来都市の対象の拡充

国連では、量的な成長を測るGDPを補完する柱の一つとしてウェルビーイング（幸福実感）が掲げられ、また、2030年に期限が迫るSDGsの次に向け、SWG s（Sustainable Well-being Goals）に注目が集まっている。

日本からこの議論を先導していくため、地方におけるウェルビーイング政策の好事例の創出と他地域への波及が必要である。

SDGs 未来都市の対象について、「環境・社会・経済」に「住民の幸福実感（ウェルビーイング）」を加えるとともに、自治体の提案に対して重点的な支援を図ること。

## (2) ビヨンドSDGsに向けた地方の好事例としての発信等

本県は、客観・主観の両方のウェルビーイングにて全国トップであり、幸福実感向上を目指す官民共創組織による活動など、独自のウェルビーイング政策を推進している。

本県やウェルビーイング学会なども加え、ビヨンドSDGs官民会議をSWG s官民会議へと発展させること。

## (3) 全世代型・地域共生の居場所づくり

本県では、孤独・孤立といった福祉的課題などの対応に加え、既存の地域活動に多世代交流を掛け合わせるにより、地域全体の躍動を高める取り組みを進めている。

多世代交流の拡大のため、国が実施する「多世代参画による地域活力プラットフォーム構築調査事業」において、地域課題と多世代の主体がマッチングされる仕組みを構築・全国展開すること。また、参画した住民の幸福実感(ウェルビーイング)の発信、地域活力の持続的な創出を目指す取り組みへの支援を充実すること。

【担当部署：未来創造部 未来戦略課 / 交流文化部 インバウンド交流課、スポーツ課 / 健康福祉部 長寿福祉課、児童家庭課 / 産業労働部 政策推進グループ、商業・市場開拓課 / 農林水産部 流通販売課 / 教育庁 教育政策課、高校教育課、義務教育課】

## こども・子育て政策の強化

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省】

我が国の少子化問題は深刻さを増し、待ったなしの課題であることから、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、社会全体でこども・子育てを支えていくという意識を醸成していく必要がある。

我が国の持続的な成長のため、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を強化し、官民一体となって結婚・出産・子育ての希望を叶えることができる社会を実現すること。

### 1 地方の子育て環境のさらなる充実

#### (1) 少子化対策・経済的支援の拡充

こども未来戦略を着実に実行し、こども・子育て予算を十分に確保すること。また、本県が実施している第2子以降の0～2歳児への保育料無償化の拡充や、全国一律の現物給付方式によるこども医療費助成制度の創設など、経済的支援のさらなる充実を図ること。

#### (2) 結婚を希望される方への経済的支援等の充実

独身者の結婚の希望が叶うよう、「地域少子化対策重点推進交付金」について、確実に予算を確保するとともに、結婚に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の補助対象経費の拡充および所得制限の緩和を行うこと。

**(3) 新たな結婚統計指標の検討および結婚支援施策の成果の適切な発信**

結婚施策の効果を適切に把握し、事業の見直しや新たな事業の創出に活かすため、総人口の年齢構成の影響を受ける「婚姻率」に代わる新たな統計指標の検討を行うこと。また、総人口の年齢構成の影響を受けない「生涯未婚率」や「有配偶率」を用いて地方の施策の評価および成果の発信を行うとともに、国の施策を検討するに際しては、地方の声や実情を踏まえること。

**(4) 出産費用の無償化**

出産費用の無償化（現物給付化）を早期に実行すること。また、給付水準等の給付体系の詳細の決定にあたっては、地域の周産期医療提供体制の確保に支障が生じないように、十分な配慮を行うこと。

**(5) 不妊治療を受けやすい環境整備**

不妊治療の保険適用の対象外とされた先進医療等について、最新の科学的知見等を反映し、保険適用範囲の拡充をすみやかに行うこと。また、不妊治療を受けやすい環境整備に向けて、独自に助成等を行う地方自治体に対し財政的支援を行うこと。

**(6) 新生児マススクリーニング検査の対象疾病の追加**

新生児マススクリーニング検査の実証事業の対象となる疾患に副腎白質ジストロフィーおよびライソゾーム病を追加するとともに、実証結果を踏まえて、早期の全国展開を図ること。あわせて、全国展開の際には、必要な財政措置を講じること。

## (7) 産後ケアの充実

産後ケアを安心して気軽に受けることができるよう、受入拡大に向けた体制整備や財政支援を含む制度拡充を図ること。また、国において、支援形態に応じた標準単価、母の出産からの経過時間や子の発育過程に応じた受入基準・支援内容を設定するとともに、安全基準の標準化を進めること。

## (8) 保育者の処遇改善と安定的な確保

- ①保育者の賃金について、処遇改善を今後も継続し、他産業と遜色のない水準まで引き上げるとともに、保育者の加配支援、看護師等専門職員の配置、保育補助者の配置、トラブル発生時に速やかに法的相談ができる窓口の設置など、保育現場の負担軽減と職場環境の改善を図り、安定的な人材確保を行うこと。
- ②認定こども園や幼稚園において、大学を卒業した第一種幼稚園免許を保有する保育者を安定的に確保できるよう、大学卒業者に対する公定価格の加算措置を拡充するなど、各施設が人材確保・育成に取り組みやすい環境を整備すること。

## (9) 義務教育における学校給食への財政支援

①「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」について、令和8年度から小学校を対象に、国において基準額を月額5,200円と示したところだが、本県では平均して6,000円を超える見通しであり、無償化の実現のため、基準額との差額を市町が負担している。市町の負担を軽減するため、地域の実態に合わせて、基準額の引き上げを図るとともに、今後の物価高騰に対応し、質、量ともに十分な給食を提供できるよう制度設計を行うこと。

また、都道府県の負担分については、国の責任で恒久的な財源を確保し、都道府県に負担が発生することがないように十分な財政支援を行うこと。

さらに、中学校への早期拡大を図ること。加えて、特別支援学校においては、幼稚部から高等部まで学校給食を提供していることから、幼稚部および高等部も含めて支援拡大を図ること。

②学校給食を通じた食育は、地場産食材を教材とした地域の自然、歴史への理解や健康、食の大切さを伝える学校教育の大きな柱であるため、県が市町に行う地場産食材等の支援事業に対して必要な支援を行うこと。

## (10) 放課後のこどもの居場所確保

共働き家族等が仕事と子育てを両立できる環境を整備するため、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設日数の弾力化や受入対象児童の拡充、規模の大小や待機児童の有無に関わらない充実した財政支援、放課後児童支援員の処遇改善を通じた人材確保対策に取り組むこと。

## (11) 入所施設等の措置費および里親等支援の充実

- ①里親等委託を推進していく中で、家庭養育の環境が確保されている小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）は重要な事業所となっている。緊急時や一時保護も含めて常時受入可能な体制確保のため、職員人件費や物件等の固定的経費を定員（暫定定員）ベースで支払うなど、小規模住宅型児童養育事業の運営基盤を安定させる支援措置の強化を行うこと。
- ②家庭的養育優先の原則のもと里親委託を進めているが、実親の理解が得られにくいことやこどもを長期に受け入れる登録里親の不足が課題となっている。里親制度は社会的意義が高く、実親とともにこどもを養育することの理解が広がるよう国として強力に広報すること。

## (12) ひとり親家庭等に対する支援の充実

- ①全ての子どもが将来の可能性を広げていくとともに、夢や希望を経済的な理由によって諦めることがないよう、様々な学びや体験の機会を拡大するため、ひとり親家庭や低所得世帯等のこどもを対象とした習い事支援への助成の創設や進学にかかる支援の充実を図ること。

- ②児童扶養手当は、現況届により前年の所得に応じて支給額が認定されているが、親の入院や失業等により収入が激変した場合でも、翌年の現況届まで手当額の改定がされず生活に窮することがある。特別な事情がある場合には、手当額の改定の請求が可能とするなど制度の弾力化を行うこと。
- ③子育てや家庭、仕事を一人の親が担っているひとり親家庭では、家庭を安定させるため親自身のキャリアアップが必要な場合も、資格を取得する際の生活支援が不足し取組みを躊躇している状況にある。高等職業訓練促進費の支援単価を引き上げるなど、一定期間キャリアアップに専念できるよう支援を充実すること。

### (13) 高等教育（大学・専門学校等）の修学支援新制度の拡充

大学等の高等教育機関等進学における経済的負担が大きいことを踏まえ、多子世帯以外についても、「高等教育の修学支援新制度」の所得制限を撤廃するなど、高等教育機関の授業料による経済的負担を軽減すること。

また、地方に若者が留まるよう、地元の高等教育機関へ進学する学生への支援を嵩上げするなど、インセンティブのある制度を創設すること。

### (14) 高等学校等就学支援金制度(高校授業料無償化)への財政支援

私立高等学校を含む高校授業料無償化は、家庭の経済的事情にかかわらず、進学先の選択の幅を拡げることにつながることから、国の責任において今後も継続的な財源措置を講じること。

## 2 育児休業取得および育児短時間勤務の推進

男性の長期間の育児休業や育児短時間勤務が当然となるよう、育児休業等に関する給付金について、手取り10割相当となる給付額の確保や給付期間の長期化、周囲の社員への応援手当支給、代替人員確保など、企業の体制整備に向けた取組みへの支援を一層強化すること。

## 3 女性・若者から選ばれる地方づくり

女性が活躍できる地域づくりは、女性・若者から選ばれる地方を実現する上でも極めて重要であり、地方が地域の実情に応じて行う女性活躍、ジェンダー・ギャップ解消、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)に関する取組がさらに促進されるよう、地域女性活躍推進交付金の予算を十分に確保し、県が行う事業に対して必要な支援をするなど、国としても財政支援強化を図ること。

【担当部署：総務部 大学私学課 / 未来創造部 未来戦略課、女性活躍課、県民協働課、  
/ 健康福祉部 こども未来課、児童家庭課 / 教育庁 教職員課、保健体育課】

## 分散型国家の実現

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省】

人口減少問題は、大学進学や就職により地方の若者が、未婚率が高く合計特殊出生率の低い東京に流出し続けていることが根幹にある。東京一極集中による社会減が自然減を加速させており、この社会構造を早期に転換させることがきわめて重要である。国は責任をもって、大学定員や企業の地方分散など、都市から地方に人が流れる社会構造への転換を図ること。



## 1 企業の地方分散の促進

### (1) 企業の地方移転促進制度の強化

企業の地方移転を促進する手法として、税収中立を念頭に置きつつ、国の法人税率を全体として引き上げた上で、地方にのみ税額控除を行うことなどにより、実質的に東京と地方の法人税に差を設けること。

### (2) 産業団地整備への支援

①大規模な半導体企業等の立地を円滑に進めるため、自治体が主体的に進める産業用地および関連インフラの整備に対する財政支援制度を創設するとともに、産業用地の整備に伴う都市計画法や農地法など法的手続きの簡素化を図るなど、地方負担の軽減を図ること。

②産業団地整備に伴い、工業用水や電力供給設備を整備する必要があるが、水利権協議に長期間を要するとともに、現制度下では進出企業未定の段階での整備が困難である。進出企業としては早期のインフラ整備が用地選択における重要な判断要素となることから、自治体が整備する産業団地については、水利権協議期間の短縮化および電力供給設備の事前整備が可能となるよう、必要な措置を講じること。

### (3) 産業技術総合研究所「北陸センター」を核とした産業創出への支援

産業技術総合研究所の北陸デジタルものづくりセンターについて、AI等の先進的なデジタル技術により、ものづくり分野全般の変革を牽引できるよう、必要な環境整備を行うこと。

また、先進的なものづくり地域を創生できるイノベーション拠点にふさわしい設備・人員体制および連携体制を構築すること。

#### (4) スタートアップ支援等の充実

地域産業の持続的な成長を図るためには、革新的なビジネスモデルで急成長を目指すスタートアップや、既存のビジネスモデルをもとに独自のサービスで堅実な成長を目指すベンチャー企業を創出、育成していくことが重要である。こうした企業を自治体が柔軟に支援できるよう、十分な財政措置を講じること。

## 2 若者が地方で学べる機会の創出

### (1) 地域間の大学定員の偏在是正

現在、全国の18歳人口の9%しかいない東京都に、大学定員の25%が偏在しており、地方の若者が進学を機に県外へ流出せざるを得ない構造的な問題がある。

特定地域における過度の学生集中を抑制するため、平成30年度から東京23区内の大学定員抑制が行われているが、東京都内への大学生の集中には歯止めがかかっていない。このため、高度なデジタル人材育成にかかる23区内の大学定員増加については、この増加分を早期に他学部で減らすなど、大学定員の抑制を徹底すること。

また、定員抑制期間終了後の令和10年度以降は、各都道府県の18歳人口に見合うよう都市と地方との定員バランスを適正化することをルール化し、地方への定員移転を促進するため、地方におけるサテライトキャンパスや研究機関の設置・運営・定員増等に対する支援制度をより充実させるなど、十分な措置を講ずること。

## (2) 地方大学の安定的な運営支援

地方国立大学の活動を支える運営費交付金が年々減少し、厳しい財務状況に陥っていることから、運営費交付金を増額するなど、地方における質の高い教育研究を維持すること。また、成長分野への学部再編や施設整備に要する経費については、補助率や支援額の拡充など、大学の規模にかかわらず十分な支援を行い、特色ある教育・研究の推進を図ること。

急速な少子化の進行により、学生募集停止が相次ぐなど地方の大学等に困難が生じていることから、地方の高等教育機会の確保や地方創生のため、自治体や大学等をはじめとした産学官金等の関係者が主体的・継続的に連携し、人材育成や魅力的な高等教育機関づくり等を行うことが求められている。

本県では、すでに産官学医金の連携組織として「未来協働プラットフォームふくい」を設置し、全国に先駆けたモデルとなる取組みを行っていると考えており、「地域構想推進プラットフォーム構築等推進事業」について、継続的に採択し、取組に対する十分な支援を行うこと。

## 3 都市から地方への人の流れの拡大

### (1) 移住支援金の拡充

東京圏に限定されている移住支援金制度を、大阪圏、名古屋圏にも拡大し、大都市圏から地方への人の分散を促進すること。なお、令和6年度から新設された地方就職学生支援制度についても、東京圏の学生だけでなく、大阪圏、名古屋圏の学生に拡大すること。

## (2) 関係人口の創出・拡大に向けた支援

地域社会の活性化や地域資源の有効活用を促進するとともに、都市と地方が相互に補完し合う持続可能な社会の構築に向け、国の強力なリーダーシップのもと、地方への人の流れを確実に創出していく必要がある。

関係人口を可視化するふるさと住民登録制度について、国が率先して都市圏における広報・周知を徹底し、制度が広く活用されるよう努めるとともに、自治体が行う地域の担い手確保や活性化等につなげる取組みに対し、必要な支援を講じること。

また、二地域居住推進の観点から、プレミアム登録者のうち一定要件を満たす長期滞在者について、プレミアム登録証にその旨がわかるよう明示する趣旨やメリットを示すこと。

## (3) 大学運営交付金等の拡充による地方定着

国から大学へ配分される交付金等の算定項目に「地方の就職率」や「地方就職への取組み」などを加えること。

## (4) 奨学金を活用した若者の地方定着

奨学金の返還支援による若者の地方定着を促進させるため、奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置を拡充すること。特に、医療福祉をはじめとした人手不足職種など、現在、対象外としている公務員についても特別交付税措置の対象とすること。

#### **(5) プロフェッショナル人材事業への対応**

「副業・兼業人材活用促進事業補助金」については、副業・兼業人材の積極的な活用を通じて、関係人口の創出を図るため、地域の実情に応じた支援制度の拡充を行うこと。

### **4 地方財政への十分な支援**

#### **(1) 地方一般財源総額の確保等**

地方創生・人口減少対策や国土強靱化のための防災・減災対策に加え、増加する社会保障費や公共施設の老朽化対策などの財政需要に対応するため、地方交付税総額の確保・充実を含め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・拡充すること。

また、物価高や賃上げ等に伴う人件費の増加による公共事業などへの影響についても、引き続き適切に地方財政計画に反映すること。

#### **(2) 地方創生関連予算の確保・充実**

地方創生に関する総合戦略の推進に向けて、地方創生の継続的な取組みを一層推進できるよう、必要な地方創生関連予算を十分かつ安定的に確保すること。特に、福井アリーナの整備など地方創生に資する拠点施設の整備に対して、十分な予算を確保し積極的な財政支援を行うこと。

### (3) 「ガソリン税および軽油引取税の暫定税率」の廃止に伴う対応

ガソリン税および軽油引取税の暫定税率の廃止については、代替となる恒久財源を措置するなど、将来世代の負担にも十分配慮の上、責任ある議論を丁寧に進め、安定財源確保が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、国の責任において財源を措置すること。

### (4) 「自動車税環境性能割」の廃止に伴う対応

自動車税環境性能割が恒久的に廃止されたが、安定的な行政サービスの提供及び財政運営を担う地方への影響等を十分に考慮の上、代替となる恒久財源の確保策を検討し、それまでの間、国の責任において確実に財源を措置すること。

### (5) 消費税の減税議論に伴う対応

消費税は、年金、高齢者、医療、介護、子育てといった諸施策を支える極めて重要な財源であり、社会保障制度の基盤として果たしている役割を踏まえ、地方財政に十分配慮し、代替財源の確保も含めて丁寧な議論を進めること。

### (6) 税源の偏在是正

税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け、令和8年度税制改正大綱に示された具体的な取組みについて早急に検討を進めること。

特に偏在度の高い地方法人課税について、特別法人事業税・譲与税制度を拡充することなどにより、早急かつ確実に偏在是正措置を講じること。

### (7) 辺地・過疎対策事業債の総額確保

全国的に過疎団体が増加し、人件費や資材価格の高騰により建設事業費が増加している中で、辺地・過疎地域の活性化を図るため、市町村が計画に基づく取組みを確実に実施できるように辺地債および過疎債の必要額を確保すること。

### (8) 公共施設等の適正管理の推進

老朽化が進行する公共施設等について、長期的な視点をもって、引き続き計画的に更新・統廃合・長寿命化、転用等の具体的な対策に取り組んでいく必要があることから、令和8年度末までとされる公共施設等適正管理推進事業債の措置期間を延長すること。

## 5 地方創生にふさわしい選挙制度改革

国の選挙制度については、人口減少に直面している地方の声や実情が国政にしっかりと反映されるよう、人口比例に過度に依拠しない制度の構築を検討すること。

参議院の選挙制度については、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、十分な国民的議論のもとでの憲法改正等の抜本的な対応により、早期に合区を解消すること。

【担当部署：総務部 財政課、税務課、財産活用課、大学私学課、市町協働課  
/ 未来創造部 未来戦略課、定住促進課 / 産業労働部 経営改革課、労働政策課、成長産業立地課、産業技術課】

## 地域公共交通の維持・活性化

【内閣府、総務省、国土交通省】

地域公共交通は、地域社会・経済の基盤となるものであり、地方創生の実現に重要な役割を担うものである。本県では、北陸新幹線県内開業に伴う公共交通体系の変化や急速な人口減少等により、県内地域公共交通に新たな課題が顕在化していることから、以下の対策を講じること。

### 1 地域鉄道の維持・活性化

人口減少などによる利用者の減や急激な物価高騰等により、地域鉄道は行政支援なしでは経営が成り立たない状況にある。また、本県の並行在来線は輸送密度が低く、在来線最長の北陸トンネルや交流・直流の切り替えなどを有し多額の維持経費を要するが、地域公共交通再構築事業（調査事業含む。以下「再構築事業」という。）では、本県の並行在来線が支援対象となっていない。

一方、JRローカル線では、減便や駅の無人化などが行われ、地域に必要な利便性が確保されていない状況にある。

このような状況を踏まえ、重要な社会インフラである地域鉄道が将来にわたり維持され、地方創生に資する公共交通となるよう、次の事項について措置を講じること。

#### （1）地域鉄道の維持・活性化への支援

- ①再構築事業者や並行在来線事業者の人件費を含む運営経費に対する支援制度の創設や地方財政措置の充実など、将来にわたり地域鉄道が持続的に運営できるよう強力な財政支援策を講じること。

- ②鉄道運転士等の確保を図るため、就職奨励金の支給など鉄道事業者および地方自治体等が行う人材確保および定着に向けた取組みに対して支援を行うこと。
- ③自然災害が激甚化・頻発化していく中で、鉄道敷に近接する民地法面等も含めた安全対策が必要である。鉄道事業者が安全運行に必要な施設整備を進められるよう、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金等について、十分な予算額を確保すること。また、鉄道敷に近接する民地法面等に施設整備を行う場合も、国庫補助対象となるよう採択要件の緩和を行うこと。
- ④地域鉄道に対する固定資産税の特例措置について、令和8年度末とされている適用期限を延長し、厳しい経営環境にある地域鉄道事業者の税負担の軽減を図ること。

## (2) 並行在来線に対する支援の強化

- ①再構築事業の要件である輸送密度の基準を緩和し、経営が厳しく、既に再構築事業者として認定されている本県並行在来線「ハピラインふくい」の新駅設置や既存駅改修などについても、優先的に支援の対象とすること。
- ②新駅の整備については、地域公共交通計画事業（コミュニティ・レール化）に代わる新たな支援制度を早急に創設すること。併せて、新たな支援制度の創設までは、地域公共交通計画事業の新規採択を継続すること。
- ③並行在来線会社の大きな収入源となっている貨物線路使用料の算定について、利用者数の増加のために旅客列車を増便する場合においても、貨物線路使用料を減少しない方法へ改めるとともに、重量のある貨物列車の走行に必要な路盤やレールの強化など高水準の設備保守に配慮したものとすること。

- ④車両基地や指令システムなどの大規模設備の整備や更新は、並行在来線会社が単独で行うのは難しく、自治体の支援が必要なため、新たな財政支援制度を創設するとともに、地方財政措置の拡充を行うこと。

### (3) JRローカル線を維持する仕組みづくり

- ①国鉄改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯を踏まえ、地方路線の切り捨てとならないよう、国においてJRローカル線が維持される仕組みを構築すること。
- ②JR本州3社においても、赤字路線における落石や倒木、豪雨対策などの安全・安定運行に係る取組みについては、再構築実施計画の認定に関わらず、地域鉄道と同様に国庫補助の対象とするなど、路線の持続可能性および利便性の向上のための財政支援を行うこと。

## 2 路線バスなど地域公共交通の利便性向上

地方の路線バス事業は、急速な人口減少等の影響による利用減少が路線の縮小を招き、将来にわたる持続が困難となっている。また、物価高騰や人件費の上昇により、バスの運行経費が増加する一方、行政支援はブロック単価が上限となるなど、事業者は厳しい経営状況が続いている。

さらに、時間外労働時間の上限規制等により、バス運転士の確保が一層厳しくなり、大規模なバス路線の廃止・減便が全国的に進むなど、地域住民にとって最も身近な移動手段が崩壊の危機に直面している。

こうした状況を踏まえ、路線バス事業の持続可能性を高め、「地域公共交通の最後の砦」としての役割を堅持できるよう、以下の対策を講じること。

### (1) 路線バスの運行に対する支援拡充

①乗合バス事業、特に路線バス事業は貸切事業に比して、公共性が高いものの、低い収支率などが障壁となり、事業者の新規参入を阻むとともに、現在運行している事業者の撤退が懸念される。

このため、路線バスの担い手となる交通事業者の経営安定に向け、新たな補助制度等を構築すること。

②路線バス運転士の確保を図るため、国庫補助金の算定根拠となるブロック単価について、人件費相当分を政策的に引き上げるなど、構造的な賃上げにつながる取組みを行うこと。

また、物価高騰の影響が適切に反映される仕組みとすること。

③広域路線バスについては、人口減少が進む地域の実情に配慮し、利用者の減少に伴う補助金の減額や対象外とすることがないよう、制度を見直すこと。

## (2) 移動手段の確保に向けた支援拡充

- ①生活交通の維持・確保に向けて、自動運転やライドシェアなど自治体や住民が地域の实情に応じて行う多様な取組みに対して、十分な予算を確保すること。
- ②公共交通機関の人材不足は依然として深刻であることから、外国人材の活用も含め、引き続き、事業者が行う人材確保策に対して支援すること。

## (3) 自治体への財政支援拡充

- ①地方自治体が行う人材確保に向けた取組みや公共交通の利用促進策について、特別交付税措置の対象とするなど、十分な財政支援を行うこと。
- ②高齢者や高校生等の移動手段として必要不可欠な路線バスやコミュニティバスの維持・確保のため、県や市町が実施する運行支援について、特別交付税措置など十分な財政支援を行うこと。

【担当部署：未来創造部 地域鉄道課、交通まちづくり課】

## 人材確保や賃上げなど労働環境の改善

【内閣府、人事院、総務省、厚生労働省、経済産業省】

### 1 人手不足の克服や賃上げなど労働環境の改善

地方は、少子高齢化の急激な進展等により生産年齢人口の大幅減が続いている。このような中、労働者の賃金は、昨今、歴史的な高水準となった一方、業種や企業規模での格差が広がるとともに、前向きな賃上げではなく、人材確保や定着のための防衛的な賃上げが大半を占めている。

賃金と物価の好循環をまわし、地方経済の持続的な成長・発展を実現するには、いかなる環境でも稼ぐ力を持つ企業を地方に増やすとともに、喫緊の課題として、人手不足対策、継続的な賃上げ、働き方改革を講じる必要がある。国は以下の対策などに責任をもって取り組むこと。

#### (1) 人手不足の克服を実現する構造改革の推進

これまで地方は、都市部に対し人・モノ・金・情報、エネルギーなど様々な経済資源を提供し、日本の国土発展に大きく寄与してきた。しかしながら、人手不足が続く中、地域の中小零細企業は疲弊し、今後ますます休業、廃業が増加することが大きく懸念される。

持続的な国土発展・成長を目指すため、人手不足が深刻な分野や地域において、中小零細企業による人材確保が図られるよう、地方負担に配慮した形で、既存の支援制度の拡充や新たな支援制度の創設を検討すること。

## (2) 持続的な賃上げの推進、全国一律最低賃金制度の導入

経済の好循環を生み出すには、堅調な個人消費を生み出すことが重要であり、実現には、物価上昇を上回る持続的な賃上げが必要であるため、引き続き国は労使への働きかけを強めること。

また、ランク別に目安額を示す現行の最低賃金の制度が続いた結果、地域間格差が助長され、東京への一極集中を加速させる原因となっている。

そのため、最低賃金の目安額設定では、現在のランク別の格差是正・縮小に力を入れること。また、将来的には、現行制度を改め、全国一律の最低賃金制度に見直すこと。

## (3) 学び直しやリスキリングの推進

生産性の向上に向け、労働者が学び直しやリスキリングに取り組めるよう、国は、人材開発支援助成金等によるオンライン・オンデマンド型の教育訓練への支援を継続すること。

併せて、中小零細企業の人材開発支援助成金等の活用が進むよう、各種補助金の申請手続きの簡素化や、教育訓練を実施した企業に対する税額控除率の上乗せ支援を継続して実施すること。

また、求職者や失業者が実施した研修活動や資格取得にかかる費用について、就職後に所得税における特定支出控除の対象として認めるなど、個人による学び直しやリスキリングを促進する支援を強めること。

#### (4) 非正規社員の待遇改善

国は、就労の違いによる賃金格差が生じないように、同一労働に対しては、正規と同一の賃金が適用されるよう、企業に対する助言・指導等を強めること。

また、いわゆる年収の壁など税や社会保障制度については、人口減少や少子高齢化の進展、共働き世帯の増加や女性・高齢者の就労拡大など社会情勢の変化に対応し、地方財政への影響も考慮しつつ、公平中立な観点から見直しを行うこと。

#### (5) 生産性向上に対する支援の充実

毎年の賃上げは、経営体力の弱い中小零細企業に多大な影響を及ぼす。適正価格での商取引の実施はもちろん、生産性を高め、付加価値の高い商品企画、販売、DX化やイノベーションの推進を継続的に支援すること。

あわせて、各種支援制度について、中小零細企業でも申請しやすいよう、手続を簡素化するとともに、分かりやすい制度に改めること。

また、地域の実情に応じた対策を講じる自治体に対し、地方交付金等の財源措置の充実を図るとともに、自治体における予算編成を見据えた適切な時期に予算措置を行うこと。

## (6) ウェルビーイング経営の推進

社員の幸福度を高めることにより、社員の創造性や企業の生産性が、向上するとの研究成果が示されており、特に中小規模の事業所においてその発現効果が高い。

国においては、働きやすい職場環境づくりへの支援や、社員のやる気、働きがいを引き出す新たな経営手法に取り組む中小企業への支援を強めるとともに、活動の輪が広がるよう地方の優秀な事例を相互に学ぶ機会を増やすこと。

また、地方主導で行うウェルビーイング経営の展開・導入についても後押しすること。

## (7) 適正な価格転嫁の実現に向けた対応

高騰が続く原材料やエネルギー価格の転嫁を適切に進めるため、取引先と価格交渉を行う事業者が円滑に交渉を進められるよう、発注企業側の交渉受入に対する理解促進や、価格転嫁が進んでいない業種に対する適正取引に向けた支援、消費者に対する価格転嫁の必要性の周知など、徹底した価格転嫁対策を行うこと。

## 2 農林水産業の人材確保

### (1) 農業教育高度化事業の拡充

本県では、令和10年度までに園芸カレッジ、オーガニック・グリーンアカデミー、畜産カレッジ、中山間スコーラ、第二園芸カレッジなど、本県に住み農畜産業に取り組みたい若者の生業づくりを応援していくため、これらの運営費として農業教育高度化事業の活用を予定している。しかし、同事業には都道府県あたりの上限額が設定されているため、新たなカレッジ開校にも対応できるよう、1カレッジごとに上限額を設定するなど、地方の育成意欲を考慮した配分方法を検討するとともに、十分な予算を確保すること。

### (2) 「ふくいオーガニック・グリーンアカデミー」に対する支援

国の「みどりの食料システム戦略」を受けて策定した「福井県みどり基本計画」では、令和12年度までに有機・特別栽培の面積を2,200haまで拡大する目標を掲げている。

本県では、この目標の達成に向けて、県内水稻農家や有機水稻就農希望者が、有機農業や特別栽培農産物等の環境負荷低減の実践的技術や経営について学ぶことができる「ふくいオーガニック・グリーンアカデミー」を令和8年度に開講する予定であり、令和9年度以降の当該アカデミーの運営について、十分な予算による支援を図ること。

### (3) 農業の人材育成支援制度の拡充

新規就農者の支援については、50歳未満が対象となっているが、農業分野では75歳になっても地域の担い手として活躍しており、60歳から就農しても15年以上は地域に根付いていただけることから、対象年齢を60歳未満に引き上げること。

また、経営発展支援事業における機械・施設導入補助について、資材高騰等の影響を加味し、予算額を増額すること。

### (4) 林業の人材確保に向けた支援

新たな林業の担い手を確保するため、首都圏等において、林業の魅力や各地域の林業の特色などを広く発信する機会の継続など、林業の人材確保に向けた支援を行うこと。

### (5) 自伐林家の育成支援等に係る予算確保・制度創設

自伐林家の確保・育成は山村地域の活性化にもつながることから、自伐林家に対しても、「緑の雇用」担い手確保支援事業および緑の青年就業準備給付金事業と同等の経済的支援を行う補助制度を創設すること。

また、「林業・木材産業循環成長対策交付金」等において、大型の高性能林業機械だけでなく、自伐林家が森林整備の際に使用する小型バックホウの購入についても補助対象とすること。

## (6) 漁業の人材確保に向けた支援・制度緩和

新たな漁業の担い手を確保するため、首都圏等において、漁業の魅力発信や就業相談会の継続など、漁業の人材確保に向けた支援を行うこと。

また、漁業就業者の減少、高齢化が顕著であり、地域の担い手を確保するために、漁業就業希望者に対する資金給付や漁業研修を3親等以内の漁家子弟も対象にすること。

## 3 原子力人材の維持・強化（再掲）

第7次エネルギー基本計画で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

## 4 地域公共交通における人材不足対策の推進

### (1) 地域鉄道の維持・活性化への支援（再掲）

①再構築事業者や並行在来線事業者の人件費を含む運営経費に対する支援制度の創設や地方財政措置の充実など、将来にわたり地域鉄道が持続的に運営できるよう強力な財政支援策を講じること。

②鉄道運転士等の確保を図るため、就職奨励金の支給など鉄道事業者および地方自治体等が行う人材確保および定着に向けた取組みに対して支援を行うこと。

## (2) 路線バスの運行に対する支援拡充（再掲）

路線バス運転士の確保を図るため、国庫補助金の算定根拠となるブロック単価について、人件費相当分を政策的に引き上げるなど、構造的な賃上げにつながる取組みを行うこと。

また、物価高騰の影響が適切に反映される仕組みとすること。

## (3) 移動手段の確保に向けた支援拡充（再掲）

公共交通機関の人材不足は依然として深刻であることから、外国人材の活用も含め、引き続き、事業者が行う人材確保策に対して支援すること。

## 5 医療福祉職における人手不足対策の推進

### (1) 保育者の処遇改善と安定的な確保（再掲）

①保育者の賃金について、処遇改善を今後も継続し、他産業と遜色のない水準まで引き上げるとともに、保育者の加配支援、看護師等専門職員の配置、保育補助者の配置、トラブル発生時に速やかに法的相談ができる窓口の設置など、保育現場の負担軽減と職場環境の改善を図り、安定的な人材確保を行うこと。

②認定こども園や幼稚園において、大学を卒業した第一種幼稚園免許を保有する保育者を安定的に確保できるよう、大学卒業者に対する公定価格の加算措置を拡充するなど、各施設が人材確保・育成に取り組みやすい環境を整備すること。

## **(2) 実効性のある医師確保策の実施**

高齢化の進展による医療需要の増加や時間外労働上限規制などにより医師の不足感が拡大しており、地域の医療体制を維持するには、さらなる医師確保が必要である。

全国規模での医師の地域偏在・診療科偏在については国が責任をもって対策を実施するとともに、県が実施する医師確保策については、地域医療介護総合確保基金の国庫負担率を引き上げるなど財政支援を充実すること。

さらに、大学医学部の臨時定員を維持するとともに、地方の臨床研修医募集定員を拡大するなど、地方の医師確保を支援すること。

## **(3) 感染症を専門とする人材の養成**

感染症を専門とする医師・看護師等の人材の育成や資質の向上のため、国の機関における研修の実施など専門的な人材の養成を継続すること。また、職員を研修に派遣する医療機関等に対する財政的支援を行うこと。

## **(4) 看護師、薬剤師等の医療従事者の確保**

高齢化の進展により、病院から在宅医療、介護分野まで看護職等医療従事者に求められる役割は拡大・多様化しており、人材不足が課題となっている。

看護師、薬剤師等の医療従事者を確保するため県が行う人材確保・定着支援等について、地域医療介護総合確保基金の国庫負担率を引き上げるなど支援を強化すること。

また、都道府県ナースセンターによる看護職の就労斡旋力を強化するための支援制度を創設すること。

### **(5) 医療従事者に関するさらなる処遇改善**

医療職の賃上げ水準は他の業界と比較すると十分とはいえず、医療従事者の確保の支障となっている。看護職員、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師など様々な医療人材を確保するためには、継続的な処遇改善を実施することが不可欠であり、補正予算による支援など、さらなる財政措置を行うこと。

### **(6) 介護従事者の処遇改善や介護事業所における生産性向上、物価高騰対策**

施設と介護従事者の充実による質の高いサービス提供のため、介護報酬制度において介護職員や介護支援専門員等の介護従事者全体の処遇改善に確実に繋がること担保できる持続可能な制度の構築を行うこと。

また、介護テクノロジーの導入と継続的な活用に繋がるよう、生産性向上推進体制加算の算定要件の緩和やランニングコスト支援などを行うこと。

さらに、物価高騰による光熱水費・食材費等の高騰および人件費上昇により、公定価格で経営する介護事業所は依然として厳しい経営を強いられているため、物価の上昇および人件費上昇が適時適切に反映される仕組みを介護報酬制度等に組み込むなど、介護事業所の経営安定化に向けた公定価格の改定を行うとともに、補正予算による支援など、さらなる財政措置を講じること。

### (7) 障がい者の賃金・工賃向上に向けた支援

障がい者の自立を促進するためには、障がい者の雇用・就労や障がい者就労施設における賃金・工賃向上が重要な課題であることから、賃金・工賃向上につながる商品開発や販路拡大を促進するための生産設備の導入・更新に対する恒久的な補助制度を創設するなど、施策の充実を図ること。

特に、就労継続支援A型事業については、経営努力をしても物価や人件費の高騰により経営環境が厳しさを増している事業所があること、就労継続支援B型事業については、工賃向上の強化に加え、障がいにより一般企業での就労が困難な方に対し、「働く場」と「日中の居場所」の両方を提供することで、障がい者の生活リズムを整える役割も担っていることから、事業の継続にむけた報酬の確保等必要な措置を講じること。

### (8) 障がい福祉サービス従事者の人材確保の促進

障害福祉サービス等事業所において、経験豊富で専門性の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供することができるよう、現行の給与水準のさらなる引き上げに必要な賃上げ支援等の処遇改善への財政措置を講じること。

また、障がい福祉分野における相談支援事業所の相談支援専門員など、処遇改善加算制度の対象外となっている職員についても、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供する重要な役割を果たしており、業務の専門性に見合った処遇改善を図り、一層の人材確保を推進すること。

### (9) 保育士・介護従事者における給与水準の地域差の解消

都市部と地方に格差が生じている保育士・介護従事者等の給与水準について、保育士・介護従事者の人材確保に支障が生じないよう、次の報酬改定時には公務員の地域手当の支給率に基づき保育の公定価格および介護・障害福祉サービス等報酬に差をつける仕組みを廃止し、全国一律とすること。

## 6 教員不足に向けた対応

①近年の大量退職に伴う大量採用により20代から30代の教員が増加し、産休・育休取得者や長期の男性育休取得者が急増している。代替となる臨時的任用教職員の確保が困難となっていたが、正規の教職員が産休育休等取得者を代替する場合も国庫負担の対象となるよう制度が改正された。今後も代替となる臨時的任用職員の不足が見込まれるため、現制度を引き続き維持すること。

また、現制度を地方が導入する場合は、地方の独自財源で正規教職員を年度当初に配置する必要がある。教職員の安定した代替者確保のため、産休育休等の取得が見込まれる教職員の代替を担うことを目的として、年度当初から正規教職員を配置する新たな加配制度を設けること。

②多くの人材を確保するためには、教職を目指しやすくすることが必要である。教育学部以外で取得した単位や資格等により教職課程を履修したものと見なすなど、特に音楽・美術・書道といった芸術に関するものや、技術、家庭、農業および商業に関する教員免許取得条件を緩和して、教育学部以外の学部でも卒業時に教員免許を取得できるようにすること。

- ③日本育英会が奨学金事業を担っていた時期には、教育職や研究職に就いた場合に返還が免除される制度が存在した。日本育英会法の廃止により制度は終了し、その後発足した日本学生支援機構(JASSO)では大学院第一種奨学金に限定した免除制度へ再編されている。近年は全国的に教員不足が深刻化しており、本県においても教員志願者の確保は重要な課題となっている。そこで、教職大学院修了者に限らず、新規大学卒業者にも対象を広げ、教員として採用され一定期間在職した者の奨学金返還を免除する制度を創設すること。

## 7 地方公務員の人材確保に向けた給与制度の見直し

近年、地方公務員の受験者数は年々減少し、競争倍率も低下する中、地方公務員の初任給については、3年前に比べ2割以上引き上がっているものの、地方公務員と採用が競合する民間企業においては、地方公務員以上に初任給の大幅な引上げが続いており、地方公務員の採用を取り巻く環境は厳しさを増している。

特に、土木職や薬剤師など技術職においては、民間企業の初任給が地方公務員の初任給を大幅に上回っており、ここ数年、採用予定数を確保できていない状況である。

また、地域手当の級地区分が大きくり化されるとともに、地方と大都市部の支給割合の較差が拡大される結果となったことから、地方から大都市部への人材流出の懸念が一層高まっている。

については、地方公務員の人材確保を図るため、次の事項について国は以下の対策に取り組むこと。

- ①地方公務員の給与は、均衡の原則により、国家公務員の給与制度を基本とすることとされていることを踏まえ、地方公務員の技術職の処遇改善を図れるよう、国家公務員の技術職に対する独自給料表の創設や、医師以外の職種に対する初任給調整手当の支給など、技術職の処遇改善に国が率先して取り組むこと。また、採用が困難な技術職の確保に向け、都道府県が独自に修学資金の支援制度を創設した場合には、必要な財政支援を行うこと。
- ②地域手当については、令和6年人事院勧告において、10年単位での見直しから、より短期間で見直しを行っていく旨が報告されたが、民間企業の賃上げ率が30年ぶりに5%を超えるなど、急速に変化する社会経済情勢を踏まえ、地域の実情を速やかに反映するよう、見直し期間をより一層短縮すること。

【担当部署：総務部 人事課 / 未来創造部 交通まちづくり課、地域鉄道課  
/産業労働部 経営改革課、労働政策課】

## 中東情勢対策

【厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

### 1 燃料油等の供給不足への対応

#### (1) 燃料油や石油由来の原材料等の供給量の確保

代替調達先の確保や国家備蓄のさらなる放出等により、国民生活や事業者の活動に必要な燃料油や石油由来の原材料等の供給量を確保すること。

#### (2) 海外情勢がもたらす影響等の情報提供

石油元売会社による燃料油の供給状況など、国内のサプライチェーンの状況を把握し、必要としている事業者には燃料油や石油由来の原材料等が確実に届くよう、適切な措置を講じること。

#### (3) 事業者の負担軽減

エネルギーや原材料の急激な価格高騰が事業者の経営を圧迫していることから、価格高騰に歯止めをかける措置や、高騰による影響を適切に反映し、事業者の経営安定と負担軽減につながる措置を講じること。また、資金繰り支援や価格転嫁を円滑に行うことができる環境整備など経営改善のための対策を講じること。

#### (4) やむを得ず事業を停止した事業者への雇用維持の支援

原材料等の入手困難や中東方面への輸出の停滞により、やむを得ず事業を停止するなどの対応を行う事業者に対し、雇用の維持等に必要な支援などの対策を講じること。

### **(5) 事業者等への情報提供**

中東情勢による日本経済への影響について、国民や事業者に対し、迅速かつ丁寧に、正確な情報の提供を行うこと。

## **2 医療機関・社会福祉施設等への支援**

国民の生命と健康を守るため、手袋、注射器や輸液バッグ、カテーテル、介護用おむつなど、石油化学製品を原材料とする医療・介護用資材、医薬品等に供給不足が生じないように、原材料の調達から製造、流通までサプライチェーン全体を通じた安定的な供給体制の確保に万全を期すこと。

また、空調や温水、非常用電源や医療・介護器具の滅菌などに必要な重油について、病院・介護施設・障がい者福祉施設に優先配分するなど、医療機関・社会福祉施設等の運営に支障が生じない供給体制を構築すること。

## **3 地場産業事業者への支援**

繊維、眼鏡をはじめとする本県の基幹産業となる製造業において、生産設備用燃料やナフサ由来の原材料等の安定供給は、事業の継続に必要不可欠である。また、各工程を分業により担う産地体制であるため、一部の事業停滞が広範囲に波及する構造となっている。

このため、県内事業所における計画的な生産活動の継続と地域産業の基盤維持に向け、燃料や原材料の安定的な供給に万全を期すとともに、価格高騰などによる経営への影響を緩和するための財政支援など、必要な対策を講じること。

#### 4 生活衛生関係事業者への支援

クリーニング業や公衆浴場業については、重油および石油系溶剤等を常時大量に使用するため、営業に支障が生じないように、その供給に万全を期すこと。

また、原油価格高騰の長期化は、生活衛生関係事業者の経営に甚大な影響を及ぼすことから、地域の実情に応じた対策を講じることができるよう、財政支援を充実すること。

#### 5 伝統工芸事業者への支援

零細企業が多い伝統工芸事業者にとって、燃料油の高騰や原材料となる石油化学製品の供給が不安定であることは、その存続に甚大な影響を及ぼしかねないため、必要な財政的支援を講じるとともに、原材料の供給確保に万全を期すこと。

特に、漆器等の製造工程に必要なシンナー等の資材においては、既に入手困難になっており、生産活動に支障をきたしている状況であることから、迅速に供給確保に向けた対策を講じること。

#### 6 農林漁業者への支援

##### (1) 燃料油、生産資材等の安定供給への対応

持続可能な農林水産業による食料の安定確保のため、燃料油、生産資材等の安定的供給に向け、元売り業者などの関係企業の状況把握と緊密な連携により、供給量の確保に万全を期すこと。

## (2) 農林漁業者のセーフティネットの充実・強化

燃料油や生産資材等の急騰による影響を緩和し、意欲ある農林漁業者が将来にわたり安心して経営に取り組むことができるよう、燃料油高騰に対する補填金や収入保険、経営所得安定対策等の経営安定に寄与するセーフティネットを充実・強化すること。

## (3) 生産コスト急騰を考慮した価格形成

令和8年4月から全面施行された食料システム法に基づく取引の適正化について、燃料油や生産資材等の急騰が適正に価格に転嫁されるよう、実情に合わせた実効性のあるものとする。

## (4) 農林漁業者への情報提供

今回の中東情勢の緊迫化によるサプライチェーンへの影響等について、農林漁業者に対し迅速かつ丁寧に情報を提供するとともに、地域の実情を踏まえた対策を講じること。

【担当部署：未来創造部 交通まちづくり課 / 健康福祉部 長寿福祉課、障がい福祉課、地域医療課、医薬食品・衛生課 / 産業労働部 経営改革課、産業技術課、商業・市場開拓課 / 農林水産部 政策推進グループ、福井米戦略課、園芸振興課、中山間農業・畜産課、水産課、県産材活用課、森づくり課】

# 重点事項

(人づくり)

- 1 学校教育の充実・強化
- 2 教員の働き方改革の推進

(産業振興)

- 3 中小企業・新産業への支援充実
- 4 農林水産業の成長産業化
- 5 脱炭素社会の早期実現

(交流拡大)

- 6 北陸新幹線開業効果の最大化
- 7 スポーツを通じた地方の活力創出
- 8 福井の歴史、伝統文化の発信・応援
- 9 幹線道路ネットワークの整備推進

(くらしの質の向上、安全・安心)

- 10 デジタル技術など先端技術の社会実装の促進
- 11 誰もが安心して暮らせる医療と福祉
- 12 県民の安全・安心の向上
- 13 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化
- 14 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置
- 15 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

## 学校教育の充実・強化

【総務省、文部科学省】

本県においては、将来を担う子どもたちが「夢と希望」を持って、自らの可能性に挑戦し未来を切り拓いていく「生きる力」を育成するため、個性を「引き出す教育」や学びを「楽しむ教育」など、一人ひとりを大切にす「子どもが主役の教育」を推進している。

このため、一人ひとりの興味・関心や能力に合わせた子ども主体の個別最適な学びや、誰一人取り残されず個性が尊重される学びを推進するとともに、多様なキャリア形成を促す特色ある魅力的な学校づくりを図ることが重要である。国においては、教育の公平性の観点から、これら施策が確実に実施できるよう、日本の教育への公的支出の割合が先進諸国の中でも低い状況にあることを踏まえ、以下の措置を講じること。

### 1 質の高い公教育の実現に向けた学習指導要領の改訂

学校に対する保護者や産業界などの社会的ニーズが高まっているとともに、学校が対応する課題は複雑化・困難化し、教職員にかかる負担は増加の一途をたどっている。学習指導要領の改訂に向けては、知識の集積だけでなく深い意味の理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりを重視するとともに、教職員への過度な負担が生じることのないよう、子どもの学習内容について精選する方向で議論を進めていくこと。

また、各学校での多様な取組みの展開に資するため、分かりやすい指導資料の提示など教育委員会への支援を強化するとともに、指導主事研究協議会等の実施により、指導主事等の資質・能力の向上を支援すること。

義務教育段階においては、指導内容の精選を進め、基礎・基本の定着に加え、児童生徒が、より一層、自らの興味・関心や能力・特性に応じて主体的に学習し、学びを深めることができる時間を確保すること。

## 2 高校教育改革の推進にかかる支援

令和8年2月に示された「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」においては、令和8年度に県が実行計画を策定し、令和9年度には国が新たな財政支援の仕組みを検討することとされており、それに先立ち、令和7年度補正予算で、改革先導拠点校の取組みに対して3年間の財政措置がなされたところである。

2040年に向け、先導拠点校での取組みを県全体に普及させ、ネクストハイスクール構想を着実に推進していくためには、教育内容の高度化、多様な学びの保障など、長期にわたり継続的な投資が不可欠である。各県の実情に合わせた必要な支援を受けられるよう、引き続き国において安定的な財源を確保し、確実かつ十分な財政措置を講じること。

### 3 学校教育DXの推進に関する支援の充実

#### (1) タブレット端末更新および ICT 環境整備への支援

一人一台タブレット端末の更新について、小中学校は国の補助対象の一方、高等学校は対象外である。福井県では、子育て世帯の負担軽減と公平な学習環境の確保のため、約10.5億円をかけて公費にて更新の方針であるが、一人一台端末は高等学校においても必要不可欠なものであり、授業料の無償化と同様、県に保護者負担、公費負担の選択をさせずに国の責任において整備を行うこと。

また、デジタル教科書の本格導入および動画や生成AI等を活用した教材の使用機会が増えることを踏まえ、さらなる高速大容量の通信ネットワークの拡充・更新や、大型提示装置の設置、ICT支援員の配置やヘルプデスクの設置など、学校のICT環境整備に向けた補助事業等による財政支援を継続・拡充すること。

国の「学校のICT環境整備3か年計画」において、「当面の推奨帯域を満たすなど必要なネットワークを確保している学校を100%」としているが、本県では、必要とする広帯域の10Gbpsベストエフォート型サービスの未整備エリアが残っており、本サービスを利用できない学校が多く存在することから、改めて電気通信事業者に必要な回線サービスの提供を要請すること。

## (2) 学習者用ソフトウェア等への支援

小中学校において、紙とデジタルを取り入れた学習環境を整えるため、全教科でデジタル教科書を正式な教科書として導入していくとともに、2030年以降においても、直接書き込みたり、広げて資料を見比べられる紙の教科書も併用して使用できるように、紙とデジタルの両方の教科書を児童生徒に提供するための財源を確保すること。高等学校や特別支援学校においても小中学校と同様に、紙の教科書とデジタル教科書の普及・活用が進むよう、導入に係る財政支援を行うこと。

また、各学校における協働的な学びの充実や、子どもたち一人一人が自らの学習進度や興味に合わせて学習できる環境を整えるため、授業支援アプリやデジタルドリル等の学習用ソフトウェアの充実に向けた財政支援を行うこと。

## (3) 高等学校DX加速化への支援

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）によるデジタル等成長分野を支える人材育成の取り組みにあたっては、デジタル環境の整備に加え、生徒への教育内容の充実に向けた継続的な取り組みが必要であるため、補助制度を維持するとともに、十分な予算を確保すること。

## (4) 家庭学習におけるタブレット端末活用のための通信費支援

家庭学習におけるタブレット端末の活用を促進するため、低所得世帯の児童生徒へのオンライン学習通信費の支援を充実すること。

## (5) 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとすることに関して、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提としているが、児童生徒および教職員双方の負担軽減を図る観点からも、オンラインによる面談や指導であっても定期的・継続的に行うことで出席を認めるよう、要件を緩和すること。

## 4 学校施設整備に関する支援の充実

- ①小中学校の再編や多様化する教育課題等に対応するとともに、防災機能の強化も含め、時代に即した学習環境を整備するため、校舎の新增築や既存施設の改修・解体、廃校施設の跡地活用、バリアフリー化や脱炭素の推進等に対する支援制度を実情に応じた補助単価の引き上げや補助要件の緩和などにより拡充し、自治体の計画に応じて事業が円滑に行えるよう、経済対策による補正予算ではなく、当初予算にて十分な予算を確保すること。また、予算の速やかな執行が可能となるよう、内示等スケジュールを可能な限り前倒しすること。
- ②高等学校施設についても、長寿命化対策やバリアフリー化対策、空調設備の設置等の対応の増大が見込まれることから、補助制度の創設や地方財政措置の拡充を図ること。特に、老朽化が進むトイレの洋式化や乾式化による改修、校舎の断熱改修などの部分的な改修に適用できる補助制度の創設や地方財政措置の拡充を図ること。
- ③災害が頻発する中で、小中高の体育館は、避難場所としてさらなる活用が見込まれていることから、高校の体育館の空調設備や断熱化対策等についても、さらなる補助制度や地方財政措置の拡充を図ること。

- ④学校施設の長寿命化対策に必要な公共施設等適正管理推進事業債は令和8年度までの時限的な措置であるため、事業期間の延長を図ること。

## 5 職業系専門高校における産業教育の充実

地域の職業系専門高校と産業教育を一層発展させるため、産業界との連携体制構築を通じた産業人材育成を支援するマイスター・ハイスクール事業のような、職業系専門高校の魅力を高める施策を継続・拡充すること。

また、産業教育設備の整備および更新には多額の費用が必要となることから、設備整備等に対する支援を拡充すること。

## 6 特別支援教育の充実

- ①通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒が増加している中、小中学校において、通級指導教員の基礎定数化が児童生徒13人に教員1人配置で完了したが、本県では、令和7年度は17人に1人の配置にとどまっており、増加する必要数に追い付いていない。今後の更なる増加に対応するための財政措置を行うこと。
- ②高校通級に関して、実施校数および希望生徒数が年々増加している。支援を必要とする生徒が十分な指導を受けられるようにするためにも、地域の実情に応じた通級指導教員の配置などの財政措置の拡充を行うこと。
- ③医療的ケア児が安全かつ安心して学校生活を送るためには、学校看護師等の配置が不可欠である。配置に係る財政措置について継続・拡充を図ること。

- ④障がいのある幼児の早期教育を促進するため、特別支援学校幼稚部の教職員定数について、義務標準法に位置付けること。
- ⑤本県では、難聴乳幼児の相談について、国の人的保証のない中でろう学校が担っている。教員の加配およびより専門的な療育と保護者支援を充実するため、言語聴覚士の配置などの財政措置を行うこと。
- ⑥都道府県が設置する特別支援学校の教職員定数は、学校の区分（障がい種）によって算定される。しかし、地方では一つの学校に複数の障がいのある児童・生徒が在籍していることが多い。例えば、知的障害に区分された学校では、教職員定数は知的障害の基準で算定される。そのため、同じ学校に肢体不自由や病弱の児童・生徒が在籍していても、必要な数の教職員を配置できず、現場の負担が大きくなっている。
- こうした状況を改善するため、義務標準法および高校標準法の見直しや、新たな加配措置の創設など、必要な制度改善を行うこと。

## 7 教育相談体制の一層の強化

### (1) スクールカウンセラー等の専門家による相談体制の強化

心理についての専門的な知識・経験を有したスクールカウンセラーを学校等に配置しているが、現在の配置時間では週に1日しか勤務することができず、児童生徒が抱える様々な課題への継続的な対応が難しい。

また、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについても、児童生徒を取り巻く近年の社会的環境の複雑化を受け、教育と福祉の連携の重要性は従来以上に増していることから、配置時間の拡充等の措置を行っているが、現在の予算措置の状況では全県にスクールソーシャルワーカーを配置するのは難しく、十分な支援ができていない。

きめ細かな相談活動を可能とするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置時間増のための財政支援の拡充を図ること。

### (2) 不登校対策としての校内の居場所設置への支援

「校内教育支援センター支援員の配置事業」は不登校の未然防止や登校復帰の効果が非常に大きいと多くの学校から報告を受けている。また、支援員の配置により教員の業務負担軽減にもつながっていることから、今後も、児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりを拡充するために、全校に支援員を配置できるだけの予算確保を行うこと。

また、県が実施主体となり、校内の居場所づくりを市町と一体となって推進する場合に、県による補助金の一括申請を可能にするとともに、新規校だけでなく継続校についても財政支援の対象とするなど、制度の見直しを図ること。

### (3) SNS等を活用した相談体制の構築

SNS等を活用した相談窓口について、自治体が開設する場合には、予算や人材の関係で時間帯や期間が制限されることから、国の責任において、常時相談可能な相談体制の構築を図ること。

## 8 外国語指導助手（ALT）等の活用促進に向けた支援

小学校・中学校・高等学校での本物の英語コミュニケーションの充実のため、JETプログラムや民間等によるALT等の雇用および配置に対する財政支援の拡充を図ること。併せて、ALTの住居の確保や生活支援、帰国時の事務手続きをするための人材確保と雇用に係る財政支援を図ること。

## 9 学校再編に伴うスクールバス補助の拡充

少子化に伴い、学校の統廃合や再編が増加しているため、各学校の校区に合わせたスクールバスの運行が必須となり、さらに乗車児童生徒数が減少し家庭の運行経費負担額が増大するため、5年とされている遠距離通学の補助期間の恒久化や距離要件の緩和等、財政支援の拡充を図ること。

## 10 日本語指導が必要な児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加に伴い、児童生徒の母語を話せる人材の確保、教員の日本語指導力向上のための研修、日本語教員の資格取得要件の緩和と支援、少数在籍校を含む一層の日本語指導教員の加配、日本語支援員の配置等に向けた財政措置を図ること。

また、児童生徒の多様な母語や日本語のレベルに応じた日本語指導や教科指導のための教材等の開発・配付への支援を図ること。

加えて、児童生徒の居住地において母語を話せる人材の確保が難しい場合に備え、オンライン授業や学習動画等を国の責任において作成・配信する体制を整備すること。

## 11 夜間中学への支援

夜間中学における財政支援は開設前2年、開設後3年に限られている。様々な事情により義務教育を実質的に受ける機会がなかった方々が安心して学べる環境を確保するため、夜間中学開設や運営に対する財政支援の拡充および補助期間の延長を行うこと。

また、入学意志はあるものの自宅から夜間中学が遠く、通学が困難な生徒等に対して、学びの機会が失われないようオンライン授業を原則とした指導を認めるとともに、卒業資格を得られるように見直すこと。

加えて、多様な生徒の支援を行うため、夜間中学に係る加配教員の充実や日本語指導員等の支援員配置のための財政支援の拡充を行うこと。

## 12 いじめ重大事態に係る調査委員会設置への財政支援

重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、職能団体や大学、学会等から推薦を受けた調査委員が調査を行うため、多額の調査費用を要する。速やかにいじめ重大事態調査委員会設置を促し、詳細調査を実施することができるよう、調査費用に対する財政支援を行うこと。

## 13 広域通信制高等学校に関する問題の改善

広域通信制高校については、不適切な運営等が全国的に課題となっていることから、国が統一的な設置認可基準を策定し、その基準に沿った運営が継続的に行われていることを確認する仕組みを構築すること。

また、広域通信制高校の展開するサテライト施設については、施設所在都道府県の意向を十分に踏まえた設置、運営とする仕組みや、施設所在都道府県がその実態を継続的に把握できる仕組みを国において構築すること。

【担当部署： 総務部 大学私学課/教育庁 教育政策課、教職員課、高校教育課、義務教育課】

## 教員の働き方改革の推進

【文部科学省】

教員は、子どもたちと明るい未来に向かって共に成長する伴走者である。本県では、心身ともにゆとりを持って子どもと向き合えるよう、教職員一人ひとりを大切に、「働きがいと働きやすさを両立する働き方改革」を推進している。その成果として、本県教員の時間外在校等時間は年々減少してきている。

しかしながら、新たな教育課題への対応や地域行事への協力に加え、児童生徒や保護者への個別対応等が複雑化している中、時間外在校等時間の削減だけを求められることには限界がある。教員採用選考試験における志願者数の減少が続いている現状も鑑み、時間外在校等時間の上限月45時間、年360時間を実現するためにも、以下の措置を講じること。

## 1 教職員定数の改善・充実

①新たな教育課題への対応が求められ、児童生徒・保護者への個別対応等が複雑化する中、時間外在校等時間削減は教職員定数の改善がなくては不可能である。特に、小学校は中学校・高校と比べて基礎定数の配置基準が低く設定されており、学級担任以外の教諭が非常に少なくなっているため、配置基準を見直し、どの小学校においても学級担任以外の教諭が複数配置されるよう、教職員定数の純増を実現すること。

また、中学校の学級編制基準の見直しに当たっては、令和8年度から中学1年生を40人から35人に引き下げ、3年間をかけて改善を行うことになったが、本県では従前より独自に学級編制基準を32人として運用しており、こうした取組みを実施している県にも十分な基礎定数が配分されるよう、さらなる教職員定数の純増を実現すること。

②小学校において教科担任制の対象学年を小学校3年生まで拡充し、さらに複数の教員で児童生徒をきめ細かに支援するとともに、教職員の負担軽減のために「チーム担任制」を推進するための新たな加配を設けること。

また、中学校において生徒指導を充実させるための加配をさらに拡充すること。

③栄養教諭等は、児童生徒数の減少による学校の統廃合や共同調理場方式への移行・大規模化が進んでいるため、大規模共同調理場の加配としてではなく、現在の基礎上限（児童生徒数6,001人以上で栄養教諭等3人配置）の上に新たな区分を設け、より多くの栄養教諭等を配置できるようにすること。

- ④養護教諭は、児童生徒の健康管理や保健指導に加えて、不登校児童生徒への対応や感染症対策など多岐にわたる業務を担っており、ひとり職である養護教諭への責任や業務負担が増大している。子供たち一人ひとりの身体と心の健康を守るためにも、全ての学校への配置や複数配置基準（小学校80人以上、中学校75人以上）のさらなる引き下げなど、配置基準を見直し、全ての学校に養護教諭を配置できるようにすること。
- さらに、複数配置の基準に満たない学校の一部を拠点校として養護教諭を配置し、複数校兼務をすることによって、ひとり職である養護教諭の負担軽減ができるように加配を行うこと。

## 2 教職員業務の負担軽減

本県では、「福井県学校業務改善計画」の中において、文部科学省より示された「学校と教師の業務の3分類」に基づき、学校、地域、保護者の役割分担や業務の適正化を推進しているが、地域との連携を進める中で教職員が行事参加や協力を求められることも多く、学校の業務から切り離すことが難しい活動もあるのが現状である。そこで、教職員の負担を軽減するため、「学校以外が担うべき業務」の外部委託を進めることができるよう、必要な財政措置を講じるなど積極的に支援すること。

教員業務支援員や部活動指導員などは、学校現場において大変有効に活用されているため、引き続き十分な支援を継続すること。

また、平日の部活動指導員を確保するため、単価を引き上げるとともに、大会引率旅費を支給対象とすること。

### 3 教員不足に向けた対応（再掲）

①近年の大量退職に伴う大量採用により20代から30代の教員が増加し、産休・育休取得者や長期の男性育休取得者が急増している。代替となる臨時的任用教職員の確保が困難となっていたが、正規の教職員が産休育休等取得者を代替する場合も国庫負担の対象となるよう制度が改正された。今後も代替となる臨時的任用職員の不足が見込まれるため、現制度を引き続き維持すること。

また、現制度を地方が導入する場合は、地方の独自財源で正規教職員を年度当初に配置する必要がある。教職員の安定した代替者確保のため、産休育休等の取得が見込まれる教職員の代替を担うことを目的として、年度当初から正規教職員を配置する新たな加配制度を設けること。

②多くの人材を確保するためには、教職を目指しやすくすることが必要である。特に音楽・美術・書道といった芸術に関するものや、技術、家庭、農業および商業などの分野において、教育学部以外で取得した単位や資格等により教職課程を履修したものとみなすなど、教員免許取得条件を緩和して、教育学部以外の学部でも卒業時に教員免許を取得できるようにすること。

③日本育英会が奨学金事業を担っていた時期には、教育職や研究職に就いた場合に返還が免除される制度が存在したが、日本育英会法の改正により、教育職就任による返還特別免除は平成10年度に廃止された。その後、令和7年度以降は、教職大学院修了等で修了翌年度から正規教員となる者について、大学院在学中に貸与を受けた第一種奨学金は全額返還が免除されることになった。しかし、近年は全国的に教員不足が深刻化しており、本県においても教員志願者の確保は重要な課題となっている。そこで、教育職就任による免除として、教職大学院修了者に限らず、新規大学卒業者にも対象を広げ、教員として採用され一定期間在職した者の奨学金返還を免除する制度を創設すること。

④60歳に達した教職員の俸給月額（いわゆる基本給）は、国家公務員に準じ、当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準とされている。教員の職務は、教科指導のみならず、生徒指導や教育相談、学校運営への参画など、長年の経験に裏打ちされた高度な専門性と的確な判断力を要するものである。しかしながら、現行の給与制度は、60歳以降も意欲をもって継続勤務しようとする教職員の就労意欲を低下させ、結果として全国的な教職員不足を一層深刻化させる要因の一つとなっている。

教職員不足が深刻な状況にあり、すでに子どもの教育活動にも支障が生じている現状を踏まえ、教職員については、60歳に達した日後も俸給月額を10割水準とするなど、特例的な措置を講じること。

#### 4 校務支援システムへの支援

本県では、令和8年度より小中学校で県内統一での校務支援システムの運用を開始する。校務DXによる教職員の働き方改革をさらに推進するため、今後は小中学校と県立学校がデータ連携できるシステムの構築や、校務支援システムの運用保守費等の財政支援を行うこと。

#### 5 中学校部活動の地域展開にかかる支援

- ①令和8年度から改革実行期間となるが、これまでの部活動改革の取組みが途切れることがないように、十分な指導者や地域クラブ活動の確保、保護者負担の軽減、さらには、学校の枠に捉われない幅広い交流や専門性の高い良質な指導等、新たな価値が創出されるよう、引き続き、地方公共団体を支援すること。
- ②部活動は、スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、教育的意義のある学校教育活動であり、次期学習指導要領においても、その意義や位置づけを明記すること。
- ③本県における部活動改革は、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保を最優先に考え、休日については部活動の地域展開を推進するとともに、平日については、生徒の学びの場を保障する観点から、原則として、引き続き部活動を実施する方針である。平日においては、休日以上に指導者の確保、生徒の移動手段の確保等の課題があることから、地域の実情をよく把握した上で、丁寧に課題解決を図りながら、地域展開の平日への拡大を進めること。

## 重点事項2

---

- ④経済的に困窮する世帯の生徒への支援については、参加する地域クラブや居住する市区町村間で差が生じないように、今後も引き続き、財政支援を行っていくこと。
- ⑤国においても、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について幅広い広報や周知活動を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。

【担当部署： 教育庁 教職員課、義務教育課、保健体育課】

## 中小企業・新産業への支援充実

【法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省】

### 1 技能検定制度における支援の充実

技能検定制度について、若年者に対する減免措置の対象者の縮小や、外国人技能実習生制度から育成就労制度への移行に伴い、受験機会の減少が懸念されている。技能検定制度は、労働者の技能の向上とキャリア形成において重要な役割を果たしており、受験者数の減少は、技能検定全体の質の低下や提供サービスの縮小を招く恐れが強い。

このため、縮小された若年者に対する減免措置の対象を令和4年度以前の縮小前と同様に回復するとともに、技能向上対策費補助金の十分な予算確保を行うなど、技能振興や継承に対する施策の充実を図ること。

### 2 障がい者の雇用促進に向けた支援の強化

#### (1) 事業主に対する各種助成金制度の拡充

事業主における障がい者雇用への取組みを促進するため、特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間を拡大するなど、特に、障がい者を多数雇用する中小企業の事業者に対する各種助成金を拡充すること。また、障害者雇用納付金制度における報奨金の支給を受けるために必要な障がい者数の引き下げなど、一層の充実を図ること。

#### (2) 事業協同組合設立に向けた支援の強化

中小企業による事業協同組合の設立を促進するため、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けるために必要となる障がい者の雇用数を10人以上から、事業協同組合認定要件の4人以上まで引き下げるなど、各種助成金の要件を緩和すること。

### 3 育成就労制度等の適正な実施

令和9年度から育成就労制度を開始するに当たっては、国の責務として法やルールに基づき適正に運用すること。また、特定技能制度も含め、企業等や地方に過度の負担が生じないようにすること。

あわせて、送り出し国における日本語学習・試験において、受入機関に過大な教育の負担が生じないように、国の責任において当該国と連携し、十分な学習・受験機会を確保すること。

### 4 商店街への支援強化

地域の商店街は、地域住民の消費活動の場だけでなく、高齢者や子育て家族への支援、防犯・防災、環境保全等の地域コミュニティの中心としての役割も担っているが、人口減少や消費者ニーズの変化、経営者の高齢化に伴う事業承継問題等により空き店舗が増加するなど、商店街組織自体の弱体化が進んでいる。

このような中、今後も地域から必要とされ、地域コミュニティの中心として持続していくために、商店街の活性化につながる取組みや、アーケード・街灯・融雪装置など商店街設備の維持管理等を支援する施策を講じること。

### 5 エネルギー価格高騰の影響を受ける企業等の負担軽減

電気・ガス等の料金が依然として高止まりしている中において、地域の経済活動への影響を最小限に抑えるよう、引き続きエネルギー価格の動向等に応じた負担抑制策を講じるとともに、高圧電力および特別高圧電力契約者に対しても、低圧電力契約者と同様の支援にまで拡充するなど、国による一元的な支援を行うこと。

【担当部署：健康福祉部 長寿福祉課、障がい福祉課 / 産業労働部  
経営改革課、商業・市場開拓課、労働政策課/ 土木部 土木管理課】

## 農林水産業の成長産業化

【総務省、農林水産省】

### 1 食料自給率向上のための生産基盤の強化等に係る予算確保

国民の生命と生活を守るためには、食料自給率を上げ、食料を安定的に供給することが重要であることから、地産地消についての国民意識を醸成するとともに、麦類・大豆、園芸や畜産の生産基盤の強化に関連する施策の充実と十分な予算を確保すること。

### 2 食料の合理的な価格形成システムの実現

燃油・肥料・飼料などの資材費や人件費が上昇・高止まりしているなか、持続可能な農業経営を実現するためには、米をはじめとした食料の合理的な価格形成が不可欠である。令和8年4月から食料システム法が施行され、生産コストを考慮した取引が促されているが、農業者が安心して食料生産を続けることができるよう、農業者や関係者に制度を周知するとともに、地理的条件や経営規模の大小を含め地域の実情に合わせた実効性のあるものとする。

### 3 米価安定への対応と新たな水田政策における予算確保

令和7年産米は価格が高騰したことに加え、食料・農業・農村政策審議会食糧部会で示された需給見通しでは、令和8年6月末の民間在庫量が大幅に増加する見込みであることから、生産者は米価の急落を懸念している。市場動向を注視し、適正な時期や価格で政府備蓄米の買戻しを行うなど、農業経営に悪影響を及ぼさないよう適切に対応すること。

現在、抜本的な見直しが進められている水田政策について、水田、畑に関わらず支援対象とする方向で検討されているが、これまで水田をフル活用して進めてきた麦大豆等畑作物の取組みが後退しないよう十分な予算確保を行うこと。また、生産現場に混乱が生じないよう早期の情報提供を行うこと。

生産性向上に対する支援へ転換するとされているが、これまで本県では担い手への農地集積やスマート農業、環境保全型農業などに注力してきたところであり、これらの取組みを後押しするような制度にすること。

### 4 スマート農機等の機械導入に対する支援

本県では、全国に先駆け県内全域をカバーするGPS基地局を整備し、水田農業でのスマート農業を推進してきた。一方で、農業機械の値上げにより、スマート農機を導入する際の農家の負担が増していることから、価格上昇を踏まえた支援の拡充を行うなど、引き続き、必要な予算を十分に確保すること。

また、農機メーカーからは米価の上昇で急激に需要が高まったため、一部の機械では、納品が半年から1年待ちの状況と聞いている。補助事業において、生産者の不可抗力で年度内に納品ができない場合に配慮すること。

## 5 共同利用施設の再編や集約化の支援

共同利用施設の再編や集約を滞りなく進めるため、新基本計画実装・農業構造転換支援事業、強い農業づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業において、十分な予算を確保すること。

## 6 競争力のある園芸産地拡大への支援

本県では、販売額1億円規模の園芸タウンや大規模園芸施設の整備を進めているため、必要となる低コスト耐候性ハウスや大規模園芸施設等の整備にかかる取組みに対し、十分な予算を確保すること。

## 7 燃油・配合飼料等価格高騰の長期化に伴う経営安定対策

燃油および配合飼料等価格高騰の長期化に備え、施設園芸セーフティネット構築事業、漁業経営セーフティネット構築事業、配合飼料価格安定制度において、今後も補てん金の交付が確実に行われるよう、十分な予算を確保するとともに、実情に応じて制度の見直しを図ること。

また、施設園芸や、特に人工光型の植物工場では、ヒートポンプや補光装置の利用など電気の使用が不可欠であることから、電気代の高騰に係る補てん金の制度を構築すること。

## 8 農業者のセーフティネット対策の見直し

台風や大雨などの大規模災害の備えとして、園芸施設共済の重要性が増している中で、資材価格や人件費の高騰により、ハウスの建築価額も値上がりしていることから、被災した農業者が十分な補償が受けられるよう、共済金の算定に用いる園芸施設の標準価額について見直しを行うこと。

また、各種農業保険（収入保険、農業共済）やナラシ対策等の補償・補てんの考え方が統一されていないため、農業者間で不公平感が出ていることから、類似制度の集約も含めた見直しの方向性を速やかに示すこと。

## 9 農業委員会等に対する支援の拡充

農業委員会等が農地利用の最適化活動などを進める上で、各希望額に見合った十分な予算を確保すること。特に農地利用最適化交付金については、総額の内示時期を前倒しするとともに、対象活動や経費の範囲がより明瞭になるよう、他制度とのすみ分けの明確化や、経費等の具体化に向けた運用改善を図ること。

また、令和7年度から農地集積に係る賃貸借は農地バンク（中間管理機構）を通じた農用地利用集積等促進計画に一本化され、加えて農地中間管理事業の開始から10年超が経過し大量の契約更新を迎える中、増加する事務に対応できる予算を確保するとともに、同バンクや農業委員会の負担減につながるよう、DXの活用や必要書類の省略等による事務の簡素化や支援策の拡充を図ること。

## 10 鳥獣害対策に係る予算の確保と侵入防止柵の支援制度の新設

人口減少や高齢化が進む中山間地域の集落等においては、侵入防止柵の設営または請負施工する場合の経費負担が困難であることから、請負施工における補助率の嵩上げなど、地域の実情に応じた支援制度となるよう見直しを行うこと。

また、本県ではシカの個体数が著しく増加していることから、捕獲に要する予算を増額し、捕獲体制を強化したいと考えているため、地域の要望に対して十分な交付金の配分となるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を確保すること。

さらに、シカ・イノシシ等による農作物被害低減のためには、侵入防止柵を設置した後の維持補修も重要であるため、修繕に要する資材費等の地元負担を軽減するための支援制度を新設すること。

## 11 「福井県 農林水産 地方創生センター」に対する支援

本県では、国が策定した「地方みらい共創戦略」に基づき、全国に先駆けて昨年7月28日に「福井県 農林水産地方 創生センター」（以下「センター」という。）を設立し、官民共創で地域課題の解決や付加価値の創出を目指している。

同戦略では、全国各地でセンターの形成を目指すこととされており、今後、その動きが本格化することが想定される。

そのため、「地方みらい共創戦略」に基づく取組みに対しては、活用可能な予算事業において優先採択枠や加点措置を設けるなどして何らかの優遇措置を設け、国の支援姿勢を明確に打ち出すこと。併せて、都道府県がセンターの活動に中核的な役割を果たすことに鑑み、活用可能な既存の予算事業において、都道府県の経由を可能とするとともに、定額支援とすること。また、都道府県の事務費について、引き続き十分な予算を確保すること。

## 12 農村型地域運営組織（農村RMO）形成の十分な予算確保

中山間地域の保全のため、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成推進は重要であり、中山間地域等の重要な施策として継続するとともに、農村RMO形成伴走支援の活用により、形成に向けた現場での機運が高まっていることから、十分な予算を確保すること。

### 13 農業農村整備事業予算の十分な確保

意欲ある担い手の経営規模拡大や高収益作物の導入に必要なとなる、農地の大区画化や暗渠排水等の整備を行う農業競争力強化基盤整備事業費等の十分な予算を確保すること。

また、農業用水利施設の機能強化・長寿命化、農業農村の防災・減災対策、ならびに地域共同による農地・水路等の保全管理、電気料金や資材・人件費の高騰による影響が生じている土地改良区に対する支援についても、十分な予算を継続的に確保すること。

### 14 国営事業「坂井北部地区」における全体実施設計地区の決定

県下最大の畑作農業地帯である坂井北部丘陵地への農業用水の安定供給を目的とした国営土地改良事業「坂井北部地区」の早期実現に向けて、国で実施中の地区調査に続き、全体実施設計地区として令和9年度に新たに地区決定すること。

## 15 県産材の安定供給および需要拡大に係る予算確保

森林の適正な管理を行い、県産材の安定的かつ持続的な供給体制の確保および需要拡大を図るため、再造林・保育および間伐等の計画的な森林整備、林業事業体の経営基盤の強化を図る高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など川上から川下までの総合的な取組みに係る予算を十分に確保すること。

また、高性能林業機械は、生産性の向上だけでなく、作業の安全性確保にも寄与することから、機械の追加導入に際しては、生産性向上と生産量拡大を重視した現行の支援要件を緩和すること。

加えて、林業のDX推進においては、収益性の高い森林の選定のために、航空レーザ計測成果に基づく森林資源情報の速やかな解析が必要であることから、計測の進捗率が高いところに優先して予算配分するなど、十分な予算を確保すること。

## 16 漁業収入安定対策における予算の確保

漁業者が国の方針に沿って着実に資源管理を進めている中、地球温暖化に伴う沿岸海域の水温上昇等の影響を受け、漁獲される魚種や来遊量の変動が大きく、漁業者の収入は減少している。漁業者の十分な理解のもと、効果の高い資源管理を実行していくため、引き続き「積立ぷらす」の予算を十分に確保すること。

## 17 遊漁船の安全設備等の導入における予算の確保

令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を踏まえて義務化された遊漁船への安全設備の導入について、遊漁船安全設備導入支援事業として購入経費への支援策が講じられているが、改良型救命いかだ等の安全設備は高額であり、経営規模の小さい遊漁船業者にとっては大きな負担となっている。希望する遊漁船業者に広く支援が行き渡るよう、事業者の実情を把握するとともに十分な予算を確保して支援を継続すること。

## 18 本県漁業者の操業に係る安全確保

北朝鮮によるミサイルの発射を抑止するとともに、大和堆を含む我が国の排他的経済水域において、違法操業を行う外国漁船や投棄漁具を排除し、本県の漁業者が安心して操業できるよう万全を期すこと。

【担当部署：農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課、中山間農業・畜産課、農村振興課、農地保全整備課、水産課、県産材活用課】

## 脱炭素社会の早期実現

【総務省、経済産業省、国土交通省、環境省】

2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、本県は2030年の温室効果ガス49%削減（2013年度比）を目標に排出削減を進めており、自治体の取組みが加速するよう、国が責任をもって以下の対策を講じること。

### 1 脱炭素社会の実現に向けた支援

- ①脱炭素社会の実現には、気候変動に対する危機感を国民全体で共有し、行動変容につなげる必要があるが、普及啓発にかかる予算は減少傾向にあり、支援が後退している状況である。地域における「デコ活」を更に推進するため、地域地球温暖化防止活動推進センターに対し継続的な支援を行うとともに、令和9年度末で終了する地域環境保全基金に代わる新たな財政的支援を行うこと。
- ②再生可能エネルギーや原子力発電によるCO<sub>2</sub>の削減効果について、立地地域の成果として評価する仕組みを設けること。  
また、立地地域が脱炭素へ貢献していることについて、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。
- ③2050年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた地方自治体の脱炭素の取組みが確実に進められるよう、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算規模を大幅に拡充し、これまでの採択自治体に係る継続的な取組みはもとより、意欲ある自治体の新たな施策の実行についても手厚く支援すること。また、本県のような豪雪地域における太陽光発電設備の補助率の嵩上げや、既設の太陽光発電設備へ蓄電池を付置する場合も補助対象とするほか、J-クレジットの創出を条件付きで認めるなど、柔軟な支援制度とすること。

## 2 気候変動適応策の推進

地域気候変動適応センターが地域における適応策の推進拠点としての役割を果たせるよう、地域における気候変動情報の収集・分析に対する財政的措置を行うこと。

## 3 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域について

促進区域制度を市町が積極的に活用できるよう地域脱炭素化促進事業に係る市町への財政支援を充実するほか、地域住民の理解を円滑に得るため地域への利益還元の仕事みを創設するなど、市町へのインセンティブを早期に強化すること。

自然環境に十分な配慮を行うとともに地元住民の理解を得ながら再エネの導入を進めるため、再エネの新規立地を促進区域内に誘導するための制度的対応を行うこと。

## 4 風力発電の導入円滑化

- ①風力発電について、自然環境や景観等への影響、災害の誘発が懸念されるため、十分な調査や説明を行うなど、住民の理解を得て事業を進めるよう、国が責任をもって事業者を指導すること。
- ②洋上風力発電は、制度上国が主体となって取り組むものとされている。「準備区域」に位置付けられている本県あわら市沖の洋上風力発電の推進に向けて、国において主体的に関係省庁等との調整や関係者の理解促進を図り、次の段階である「有望区域」に選定すること。

## 5 水素など次世代エネルギーの普及・導入拡大への支援

水素エネルギーの普及・導入拡大のため、燃料電池自動車の購入支援を継続的に行うとともに、需要を拡大するため、様々な価格帯・用途の車両が早期に普及するよう開発支援を行うこと。あわせて、水素ステーションの整備・運営への支援を強化すること。

## 6 次世代自動車の普及支援

電気自動車をはじめとする次世代自動車の普及が加速するよう、車両の購入や充電インフラの整備等に対する支援を拡充すること。

特に、タクシー等の商用車や建設機械については、地方における導入を拡大するため、中小・小規模事業者に対して補助率を嵩上げするなど支援を強化すること。

## 7 次世代型太陽電池の導入支援

ペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池など脱炭素化に資する製品の実用化に向けた取組のほか、高い需要を満たす供給体制を整備するための研究開発・実証・社会実装の取組を支援すること。

従来の太陽光発電設備の設置が困難である多雪地帯・豪雪地帯の脱炭素化を推進するため、ペロブスカイト太陽電池など次世代型太陽電池の設置支援についてこれらの地域を支援するメニューを創設すること。

【担当部署：エネルギー環境部 エネルギー課、環境政策課】

## 北陸新幹線開業効果の最大化

【内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省】

北陸新幹線の福井・敦賀開業とその後の大阪までの全線開業は、本県にとって100年に1度のチャンスである。新幹線開業後、さらなる磨き上げのため、観光地のさらなるスケールアップや新幹線玄関口の整備など、魅力的なまちづくりに必要な対策を講じるとともに、交流人口の拡大および観光振興による地域経済の活性化のために必要な支援策を講じること。

### 1 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

#### (1) 観光地の高付加価値化への支援

観光需要の拡大に向け、宿泊施設の高付加価値化など、観光地が地域一体となって魅力向上を図り、国内外に評価される観光地づくりを推進するため、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業を継続するなど必要な予算措置を行うこと。

#### (2) サイクルツーリズム推進への支援

「若狭湾サイクリングルート」のナショナルサイクルルートの指定については、地元の期待も高く環境整備に最大限努力していることから、令和8年度末以降とされている追加分の審査を早期に実施すること。

また、自転車の安全な走行空間を確保するため、一般国道27号の小浜市勢浜地区せいはいまにおいて、指定要件の評価基準に合致する自転車通行空間の整備を早期に完了すること。

## 2 まちづくりへの支援

### (1) 県都の市街地再開発事業への支援

福井駅前南通り地区の市街地再開発事業については、県都の玄関口における都市機能強化やにぎわい創出のための重要な事業であり、早期の完成が図られるよう必要な予算措置を行うこと。

### (2) 各市町の都市再生整備計画関連事業への支援

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進するため、各市町が実施する都市再生整備計画に基づく事業に対して、必要な予算措置を行うこと。

### (3) 福井城址公園の整備に対する支援

県都の新たなシンボルとなる、福井城址のひつじさるやぐら 坤櫓や本丸西側土塀の復元整備については、歴史拠点としての魅力向上や駅周辺における都市環境の形成、広域観光の活性化や交流人口の拡大、県都のにぎわい創出のための重要な事業であり、整備が着実に推進するよう、地域未来交付金および社会資本整備総合交付金による必要な予算措置を行うこと。

### 3 国際的なアートイベントへの支援

歴史的な町並みが残る若狭熊川宿を核として、障がい者や子ども、海外作家を含めた多様な主体が、地域住民との交流等を通して創作活動・発表を行うアートイベントを開催している。文化芸術を活用し、福祉や国際交流、地域振興など多岐にわたる地域課題解決型の国内モデルとして、また、国内有数の文化芸術拠点として、このアートイベントを発展させ、国内外からの誘客拡大を図るため、十分な予算を確保するとともに、複数年にわたるハード・ソフト両面からの幅広い支援を行うこと。

### 4 スキー場を営む索道事業者への免税軽油制度の特例措置の継続

本県のスキーの来場者数が年々減少していることに加え、物価高騰の影響により厳しい経営状況が続いていることから、スキー場を営む索道事業者に係る軽油引取税の課税免除の特例措置を継続すること。

【担当部署：総務部 税務課、未来創造部 交通まちづくり課、嶺南振興局 /  
交流文化部 観光政策課、文化課 / 土木部 道路保全課、都市計画課】

## スポーツを通じた地方の活力創出

【内閣府、文部科学省】

本県では、県民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりとともに、スポーツコミッションにより大規模大会・イベントの誘致、スポーツツーリズムを推進し、スポーツをまちづくりや交流人口拡大につなげる取組みを進めることとしている。

このため、スポーツを通じた地方の活力創出のため、以下の支援を行うこと。

### 1 全国規模のスポーツイベントの持続的な開催

国内外から地方に人を呼び込むため、地域スポーツコミッションによる全国大会や世界大会等のスポーツイベント誘致・開催、および合宿等のスポーツツーリズムの推進に向けた支援を拡充すること。

また、地方におけるスポーツイベントやスポーツ活動の振興のため、スポーツ振興くじ助成金の助成対象を法人格の無いスポーツ団体にも広げるなど、支援の充実を図ること。

## 2 プロスポーツリーグや公式大会の持続的な開催への支援

近年、プロスポーツリーグや公式大会の開催にあたっては、各競技団体等により、照明設備や観客席、バリアフリー対応、ICT環境等、多岐にわたる基準が定められており、施設の公認取得や更新への対応が求められている。

一方で、これらの基準を満たすための改修や設備更新には多額の費用を要することから、施設を所有する自治体の過度な負担とならないよう、現在より手厚い財政措置を講じること。

また、地方においても、プロスポーツをはじめとする地域スポーツチームが収入を確保し、安定的かつ自立した運営が図られるよう、試合・練習環境整備や広報活動経費などハード・ソフト両面の支援を行うこと。

## 3 国民スポーツ大会への支援

これまでの国民体育大会は、全国各地での競技施設の整備や競技力の向上に貢献し、地域のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきた。引き続き、国民スポーツ大会がアスリートの活躍や育成に資する場であり、「全国的なスポーツの祭典」として、スポーツ文化の醸成や地域振興に貢献する持続可能な大会となるよう、選手発掘や育成、継続的な強化サイクルの構築に向けたハード・ソフト両面の継続的な支援を行うこと。

【担当部署： 交流文化部 スポーツ課】

## 福井の歴史、伝統文化の発信・応援

【文部科学省】

本県には、我が国を代表する文化財や歴史遺産、伝統産業が集積している。地域固有の伝統・文化や歴史、風土に光をあて、国の「宝」としてその魅力を磨きあげ、観光誘客や交流拡大につなげていくため、以下の措置を講じること。

### 1 文化遺産や生活文化の国内外への発信

#### (1) ユネスコ世界遺産の登録促進

一乗谷朝倉氏遺跡は、日本中世（1180年～1542年）の歴史を語るうえで、重要な歴史の転換期を象徴することのできる都市の形式を今に残している。応仁の乱後、地方勢力が大きく発展したことに伴い、全国各地の守護大名の城下町が形成された中、一乗谷朝倉氏遺跡は典型となる城下町といえる。

我が国の世界遺産において、中世後期からの戦国期における地方都市の発展を世界に示す遺産がまだ登録されておらず、その全貌が明らかとなっている唯一の都市遺跡である一乗谷朝倉氏遺跡を世界遺産暫定一覧表に追加すること。

#### (2) ユネスコ無形文化遺産の登録促進

- ① ユネスコの未審査案件である諸鈍芝居（鹿児島県）<sup>しょどんしばや</sup>を他の無形民俗文化財とともに渡来芸・舞台芸にグルーピングしてユネスコに提案するに当たっては、「糸崎の仏舞」<sup>ほとけまい</sup>（国の重要無形民俗文化財）を含めることとし、早期に提案すること。
- ② 「水海の田楽・能舞」<sup>みずうみ</sup>、「睦月神事」（いずれも国の重要無形民俗文化財）を既に無形文化遺産に登録されている同種の文化財とあわせて「日本の田楽」として登録を目指すこと。

- ③日本固有の「温泉文化」について、これを保護・継承するための支援に取り組み、早期のユネスコ無形文化遺産登録を目指すこと。

### (3) 国指定文化財への早期指定と修理・保存整備の推進

現在、保存活動を進めている重要文化財の大瀧神社や大安寺、西福寺をはじめとして、建造物や史跡など本県には優れた歴史的な文化財が多数存在する。これら文化財を魅力ある資源として活用するため、国宝や重要文化財などに早期に指定するとともに、大規模な修理が必要な文化財が出てきていることなどから、文化財の修理・保存整備に対し、十分な予算額を確保すること。

また、近年の激甚化・頻発化する災害を鑑みて、国宝や重要文化財、特に建造物の被災時における修理・復元の観点から、三次元点群データの採取・保存を推進し、これを国庫補助の対象とすること。

#### (4) 史跡整備に対する支援の拡充

近年、史跡整備事業に関わる国庫補助において、要望額との大幅な乖離が見られるため、保存活用事業や整備事業の執行が滞ることがないように、十分な予算措置を講じること。

また、復元建物の改修については、令和5年2月の国庫補助要項の改定により補助対象外となっている。史実に基づく復元建物は、史跡を含めた地域の歴史教育や国内外を対象とする文化観光に寄与するものであることから、維持管理に必要な改修については、国庫補助の対象に組込むこと。

さらに、指定文化財管理事業において、積算単価が近年の物価情勢と乖離していることから、適切な単価に見直しを図ること。

## 2 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の再整備支援

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡は、さらに発掘調査・整備を進めることにより、我が国中世都市の新事実解明など、その研究成果を活用して、文化観光やインバウンド推進に結び付けることができる貴重な文化観光資源である。

また、一乗谷朝倉氏遺跡の<sup>しもきど</sup>下城戸周辺や<sup>やまじろ</sup>山城跡には、大規模な遺構が良い状態で残っており、朝倉氏の遺跡の全容解明のみならず、遺跡観光の重要な資源の一つである。現在、福井市と協力して下城戸周辺の特別史跡への追加指定および公有地化を目指しており、併せて山城跡についても、全山買収を目指して、福井市とともに地元との協議を進めているところである。

### (1) 発掘調査・整備支援

学術的な新発見を見込むことができ、発信によって多くの観光誘客につながる文化財の発掘調査・整備については、重点的に配分するなど既存の補助制度とは別枠で国が公募・選定し、より手厚く支援する新たな制度を設けること。

### (2) 公有地化に対する支援

今後、公有地化を進めるにあたって、国の補助(史跡等購入費国庫補助金)により支援するとともに、複数年度にまたがる買上げ等にも対応できるように制度の拡充を行うこと。

### (3) 再整備支援

福井県では、経年劣化が進む遺跡の保存技術の確立を目指し、令和2年度から奈良文化財研究所と連携研究を進めている。

屋外の文化財を保護した状態で鑑賞できる手法を確立するなど、その成果は全国の史跡・名勝等の保存対策の基準となり得るものであり、国際学会でも発表するなど、遺構保存整備技術の進展に貢献している。この研究に基づき実施する先端的な再整備に対し、新たな支援制度を設けること。

### 3 文化施設のリニューアルに対する支援

全国の博物館・美術館などの文化施設は昭和 40 年代から 50 年代に建設されたものが多く、建物や設備の老朽化が進行しており、施設の大規模改修が必要な時期に来ている。

特に、文化施設での収蔵庫不足は全国的な問題となっており、本県においても収蔵庫の使用率が 100% を超える施設があるなど、貴重な文化財や芸術作品の新たな受け入れが困難な状況になってきている。

施設の大規模改修については、従来から第2世代交付金や公共施設等適正管理推進事業債の活用などのメニューはあるものの、他の公共施設の整備等との兼ね合いや、貴重な文化財や美術作品にも対応した展示ケースや収蔵庫が必要になるなど、他の施設整備に比べてコストがかさみ、交付上限額もあって、補助率が低くなるため、必要額が十分に手当てできない状況であり、地方自治体単独での予算確保も難しい。公立の文化施設の大規模改修や収蔵庫の新增改築・設備改修等にも利用できる新たな国庫補助金の創設を行うこと。

【担当部署： 交流文化部 文化課 / 教育庁 生涯学習・文化財課】

## 幹線道路ネットワークの整備推進

【総務省、国土交通省】

本県の幹線道路ネットワークは、東日本と西日本をつなぐ広域的な交通基盤として、中京圏・関西圏の産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

### 1 幹線道路の整備推進

#### (1) 国道27号青葉改良の整備促進

国道27号は北陸圏と関西圏を結ぶ日本海側唯一の幹線国道であり、敦賀港および舞鶴港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるとともに、原子力災害時の避難ルートとして位置付けていることから、福井県・京都府境の青葉改良について、早期に工事着手すること。

#### (2) 国道161号<sup>あらし</sup>愛発除雪拡幅の整備促進

国道161号は北陸圏と関西圏を結ぶ幹線国道であり、敦賀港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるとともに、原子力災害時の避難ルートとして位置付けていることから、<sup>あらし</sup>愛発除雪拡幅について、早期に完成すること。

#### (3) 国道365号栃ノ木峠道路の整備促進

令和4年8月の大雨や令和7年2月の大雪時など、近接する北陸自動車道と国道8号の同時通行止めが頻繁に発生することから、北陸と関西・中京を結ぶりダンダンシー確保のため、国道365号栃ノ木峠道路について早期に工事着手すること。

#### (4) (都) 福井縦貫線の整備推進

(都) 福井縦貫線は、県都福井市を南北に縦貫し、都市の骨格軸となる主要幹線道路であり、沿線には、交通拠点や防災拠点があることから緊急輸送道路に指定されている。さらには、嶺北地域の物流を担う県内唯一の貨物駅があり、防災・物流の面においても重要な道路であるため、整備が着実に推進するよう、必要な予算を確保すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課、都市計画課】

## デジタル技術など先端技術の社会実装の促進

【デジタル庁、総務省】

### 1 DXによる地域課題解決への支援

デジタル技術を活用し、地域課題の解決や魅力向上をより一層推進するため地域未来交付金(デジタル実装型、第2世代交付金)を継続的に確保・充実させ、地方の自主的な取組みを支援すること。

併せて、デジタル実装型において、近い将来の実装を見据えた実証経費や事業期間中に生じた機能の改善・追加にかかる経費も対象にすること。また、各地方自治体の申請上限数の拡充あるいは上限額内であれば申請上限数を超えた申請を可能とすること等、地方の意欲的な取組みに支障が生じることのない柔軟な支援制度に拡充すること。

### 2 デジタル社会を支える人材の育成・確保

地方におけるデジタル人材の質・量の両面での不足および都市圏への偏在を解消し、地域社会全体でデジタル人材の育成・確保を重層的に進めるため、以下の対策を講じること。

①行政分野でのDXを推進するため、各都道府県において取り組むこととされているデジタル人材のプール機能の構築および市町支援に関して、地域により人材獲得に格差が生じるおそれがあるため、国が必要な人材を直接雇用し、都道府県に配置する方法を検討すること。

また、地方公共団体におけるデジタル人材の育成・確保の取組みに対して、支援対象を拡大した上で、引き続き財政的支援を行うこと。

- ②産業分野でのDXを推進するため、デジタルスキル習得などによる人材育成や、デジタル人材を活用する経営層の意識改革など、企業のデジタル人材の育成・確保を促進するための県の取組みに対し、継続的な財政支援を充実させること。

### 3 生成AIの利活用促進

デジタル庁を中心に整備が進められているガバメントAIは、行政の効率化とサービス向上に大きく寄与する重要な基盤であり、その効果は地方自治体においても同様に期待されることから、本県における業務改善や住民サービス向上のため、都道府県においてもガバメントAIを早期に利用できる環境を整備すること。また、導入に向けた技術支援や研修体制整備についても併せて行うこと。

### 4 地方自治体の情報システムの標準化・共通化

標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行が、現状として自治体の人的・財政的リソースの効率化に繋がっていない現状を踏まえ、以下の対策を講じること。

- ①令和8年度以降の特定移行支援システム移行や経過措置の対象となっている一部機能の実装に係る経費について、全額国が負担すること。
- ②標準準拠システムの運用経費について、自治体の負担増とならないよう、補助金により全ての自治体に対して確実な措置を行うこと。また、国の運用経費精査支援について、国が目標とする運用経費3割減が実現するまで継続すること。
- ③標準準拠システムの改修・更新経費について、今まで以上に地方自治体と丁寧に協議し、必要な財政措置を講じること。

- ④標準化法施行から5年が経過し、同法の定めに基づく措置が講じられることを踏まえ、上記の課題を抜本的に解決するため、そして更なる標準化・共同化の推進を念頭に、標準準拠システムの更新計画を提示すること。

## 5 アナログ規制の見直し

アナログ規制見直しの対象規制の中には、自治体単独では見直しが困難かつ全国的に一律で対応すべき規制が散見されるため、国において全国一律で対応すべき規制を調査のうえ、通達等で見直しの指針を示すこと。

また、地方自治体において見直しに必要となる経費については、十分な財政的支援を行うこと。

## 6 情報通信基盤未整備エリアの早期解消

- ①中部縦貫自動車道は国土強靱化に資する主要道路であることから、トンネル区間について、開業と同時に携帯電話が利用可能となるよう、電波遮へい対策を確実に進めること。
- ②国道417号線 冠山峠道路は緊急輸送道路に位置付けられているものの、携帯電話の不感地域であり、事故発生時の緊急通報が行えない等、安全面での課題を抱えている。国においても「2030年度末までの道路カバー率99%」をデジタル田園都市国家インフラ整備計画に掲げていることから、冠山峠道路の不感地域を確実に早期に解消すること。また、携帯電話事業者によるエリア整備やトンネルの電波遮へい対策を促進するため、補助率の引き上げや維持管理経費も補助対象とするなど、支援制度の拡充を行うこと。

- ③居住地域および観光地等の非居住地域でも、緊急時における連絡手段の確保や地域産業の支援、旅行者の利便性向上を図る観点からエリア整備が必要である。「衛星とスマートフォンの直接通信」などの新しい技術の導入を含め、携帯電話事業者によるエリア整備を進めるため、国による補助率上積みなど支援を拡大すること。

## 7 ビッグデータ活用による行政サービスの向上

住民基本台帳に基づく人口移動データについて、秘匿処理したうえで個人の移動経歴をビッグデータとして公表するなど、地方自治体が行う人口移動の要因分析や移住定住施策の企画立案などに活用できる仕組みづくりを行うこと。

【担当部署：未来創造部 未来戦略課、DX推進課 / 産業労働部 経営改革課】

## 誰もが安心して暮らせる医療と福祉

【内閣府、総務省、厚生労働省】

### 1 新たな地域医療構想の推進

地域の医療資源や患者構成、住民意識などには大きな地域差がある。このため、国が示した新たな地域医療構想のガイドラインを運用するにあたっては、急性期拠点機能の選定や包括期機能の整理などについて、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

また、新たな地域医療構想では、急性期拠点機能の確保や高齢者救急への対応、包括期機能など病床機能の転換、医療機関機能報告制度への対応、医療・介護連携の強化など、医療機関には多くの新たな取組の実施が求められている。

これらの取組を着実に進めるため、地域医療介護総合確保基金の規模の拡充や支援メニューの新設・充実、運用の改善など、新たな地域医療構想の推進に必要な財政支援を強化すること。

### 2 新たな感染症発生に備えた対策の実施

#### (1) 医療提供体制のための施設・設備等整備

今後の新興感染症を見据えた医療提供体制の構築に向け、平時から医療機関・都道府県等における施設・設備整備や个人防护具等の備蓄を計画的に行うことができるよう、必要な財政的支援を継続すること。

## (2) 専門的な人材の養成（再掲）

感染症を専門とする医師・看護師等の人材の育成や資質の向上のため、国の機関における研修の実施など専門的な人材の養成を継続すること。また、職員を研修に派遣する医療機関等に対する財政的支援を行うこと。

## 3 ワクチン接種に係る県民および市町の負担軽減

新型コロナワクチンについては、接種費用が高額であるうえに、令和7年度から国の助成が終了したため、県民および市町の負担が大きい状況にある。希望する高齢者等が高額である接種費用を理由に接種を控えることがないよう、市町への助成等国による確実な財政措置を講じること。

また、定期接種ワクチンの実施主体である市町の財政負担について、年々増加しているため、市町の財政負担にならないように助成等国による確実な財政措置を講じること。

## 4 実効性のある医師確保策の実施（再掲）

高齢化の進展による医療需要の増加や時間外労働上限規制などにより医師の不足感が拡大しており、地域の医療体制を維持するには、さらなる医師確保が必要である。

全国規模での医師の地域偏在・診療科偏在については国が責任をもって対策を実施するとともに、県が実施する医師確保策については、地域医療介護総合確保基金の国庫負担率を引き上げるなど財政支援を充実すること。

さらに、大学医学部の臨時定員を維持するとともに、地方の臨床研修医募集定員を拡大するなど、地方の医師確保を支援すること。

## 5 看護師等医療従事者の確保対策への支援

### (1) 看護師、薬剤師等の医療従事者の確保（再掲）

高齢化の進展により、病院から在宅医療、介護分野まで看護職等医療従事者に求められる役割は拡大・多様化しており、人材不足が課題となっている。

看護師、薬剤師等の医療従事者を確保するため県が行う人材確保・定着支援等について、地域医療介護総合確保基金の国庫負担率を引き上げるなど支援を強化すること。

また、ナースセンター職員の人件費やシステム保守等に係る費用を地域医療介護総合確保基金の対象とするなど、都道府県ナースセンターによる看護職の就労斡旋力を強化するための支援制度を創設すること。

### (2) 看護師等医療従事者養成所の安定した運営の確保

3年課程の看護師養成所は、卒業生の県内就業率が高く地域に人材を輩出する重要な学校である。看護師養成所の4年制化については、3年課程の利点も踏まえた上で慎重に検討すること。

看護師養成所は、賃金の上昇や物価高騰により厳しい経営状況にあることから、引き続き運営費補助の標準単価の増額改定など、さらなる財政措置を行うこと。また、専任教員の定数見直しなど、運営の効率化策を検討すること。

あわせて、歯科衛生士など各種医療従事者の養成所についても運営支援制度を創設するなど財政支援を行うこと。

## 6 医療従事者に関するさらなる処遇改善（再掲）

医療職の賃上げ水準は他の業界と比較すると十分とはいえず、医療従事者の確保の支障となっている。看護職員、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師など様々な医療人材を確保するためには、継続的な処遇改善を実施することが不可欠であり、補正予算による支援など、さらなる財政措置を行うこと。

## 7 物価高騰や人件費上昇による医療機関の経営悪化に対する速やかな支援

### （1）さらなる診療報酬改定等による医療機関支援

物価高騰や人件費上昇が続くなか、医療機関は、診療報酬が公定価格であり、患者が支払う医療費に物価高騰や人件費上昇に伴う負担を転嫁することができないため、厳しい経営状況となっている。

地域医療を支える医療機関の経営の安定化を図るため、想定を超えるインフレや賃金上昇が発生した場合には、診療報酬の追加調整を行うとともに、補助金・交付金による支援など速やかに必要な財政措置を講じること。

## (2) 政策医療を担う医療機関への支援

救急・小児・周産期など政策医療を担う医療機関では、厳しい経営状況のなか、必要な機器整備や24時間体制の維持、専門人材の確保などが困難な状況となっている。地域に不可欠な政策医療を持続的に確保するため、救急搬送の受入機能のほか、小児・周産期医療の提供体制の維持などに対する施設基準や診療報酬を一層改善するとともに、補助金等による財政支援を拡充すること。

## (3) 公立・公的病院への財政的支援

公立病院においては、救急・小児・周産期などの採算性の低い政策医療を継続的に提供していくことが求められているが、物価高騰や人件費上昇の影響もあり、極めて厳しい経営状況にある。

公立病院が健全な経営を維持できるよう、繰出基準の拡充や地方交付税措置の大幅な引き上げなど、地方財政措置の拡充を図ること。

また、政策医療を担う公的病院に対しても、特別交付税措置を活用した十分な支援を行えるよう、地方財政措置を拡充すること。

## 8 医療におけるDXの推進

電子カルテの導入・標準化や電子カルテ情報共有サービスの実装を進めるために必要な経費を支援する新たな財政支援制度を創設するとともに、退院時サマリの自動生成やAI問診など、医療機関の働き方改革と生産性向上に資する生成AIを活用したシステム整備についても財政支援を拡充し、医療DXの推進を支援すること。

また、へき地等におけるオンライン診療の実施に係る診療報酬の引上げや支援制度の創設・拡充など、医師不足地域等における医療DXを活用した医療アクセス確保を支援すること。

## 9 陽子線がん治療の促進

陽子線によるがん治療について、公的医療保険適用の対象は順次拡大されているものの、がん患者の経済的負担を軽減し、陽子線治療を望む多くの人々が治療を受けられるよう、引き続き、各種がんに対する陽子線治療の公的医療保険適用の拡大を図ること。

また、保険適用にあたり、診療報酬額が先進医療で実施していた際の治療費より低く設定されているため、診療報酬額を適正な水準に引き上げること。

## 10 国民健康保険における支援の拡充

### (1) 子どもに係る均等割軽減措置の見直し

国民健康保険制度における均等割保険料（税）では、子どもの数が多いほど世帯の保険料負担が増加するため、令和4年度から子どもにかかる均等割保険料の軽減措置が導入されたが、対象が未就学児に限定され、その軽減割合も5割である。

現在、子育て世帯の更なる負担軽減のため、国において軽減措置の対象を高校生年代まで拡充する方向で検討されているところであり、当該見直しを確実に実施するとともに、軽減割合についても拡充すること。併せて、軽減に要する経費はすべて国費で対応すること。

## (2) 出産育児一時金に対する財政支援の実施

国民健康保険における出産育児一時金に対しては、令和8年度から突如、地方交付税措置が廃止された。

地方交付税措置を廃止し、その負担を被保険者が支払う保険料に求めるのではなく、従来どおり、出産育児一時金に対する地方交付税措置を継続すること。

また、国において出産費用の保険適用が検討されているが、制度の見直しに当たっても、地方交付税措置など国の支援が後退することがないように配慮すること。

## (3) 国の定率国庫負担等の引上げ

医療費が近年の医療の高度化等により増加を続け、今後も増加すると見込まれる一方、被用者保険の適用拡大などにより国民健康保険の被保険者数は年々減少を続けており、被保険者一人当たりに係る保険料負担は増加している。

被保険者の保険料負担が増加すると収納率の低下を招き、国民健康保険財政の基盤が不安定となることから、財政基盤の確立を図るため、国の定率国庫負担の引き上げなど国による財政支援の拡充を図ること。

#### (4) 高額医療費負担金の対象レセプト金額の据え置き

国において、高額医療負担金の対象となるレセプト金額が引き上げられ負担金の対象が縮小された。これにより保険料引き上げが必要となるが、保険料上昇に対する支援措置を国が実施するとしており、この支援措置を確実に実施し続けるとともに、負担金の対象となるレセプト金額をさらに引き上げることであればさらなる保険料上昇を招くため、これ以上対象レセプト金額の引き上げは行わないこと。

また、高額療養費制度の見直しについては、長期間の治療が必要な患者等が受診をあきらめるなど必要な医療を受けられない事態を招くことがないように、患者をはじめとする当事者等の意見を十分に踏まえた検討を行うこと。

### 11 後発医薬品の安定供給への施策実施

令和3年ごろに発生した後発医薬品メーカーによる不祥事や新型コロナウイルスの流行等により、全国の医療機関や薬局において、供給の問題により後発医薬品が不足する事態が発生している。

一方で、国は第4次医療費適正化計画の策定に当たり都道府県に示した「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」において、「後発医薬品の数量シェアを全都道府県で80%以上とする」との目標を前回計画に引き続き設定し、さらに令和6年度には「後発医薬品の金額シェアを65%以上とする」という副次目標を新たに設定したところである。

この目標を達成するためには後発医薬品が医療機関や薬局に安定的に供給されることが不可欠であり、国において後発医薬品が安定的に供給される体制づくりを積極的に進めること。

## 12 高齢者福祉の向上

### (1) 認知症施策の更なる推進

高齢化に伴う認知症患者の増加が課題となる中、令和6年に「認知症基本法」が施行され、国を挙げた施策推進が求められている。近年は、新薬の実用化が進展し、認知症医療は「早期発見・早期治療」を前提とした新たな段階に移行している。

早期発見・早期治療体制の整備、専門人材の確保・育成、認知症の理解促進など認知症施策の更なる総合的推進に向け、地方の実情を踏まえた柔軟かつ安定的な財政支援の拡充を図ること。また、新たな医療技術の導入に伴う体制整備や地域間格差の是正に対する支援など必要な措置を講じること。

### (2) 高齢者の食品アクセス問題に対する支援拡充

人口減少・少子高齢化の進行、地域公共交通の縮小、商業機能の衰退等により、日常生活に必要な買い物や移動が困難な「買い物困難者」「移動困難者」が増加している。こうした中、市町主体での移動支援等については、利用者減少や採算確保の困難さから財政負担が大きく、持続的な運営が困難な状況にある。

移動支援及び移動販売に係る財政支援の拡充ならびに成功事例の横展開等による運営手法の普及支援などを一層強化すること。

### (3) 低所得高齢者への物価高騰対策支援の拡充

老齢基礎年金のみの低所得高齢者の暮らしも厳しさが増していることから、急激な物価変動時にも安定的に年金水準を確保できる制度の構築に加え、年金の実質的な目減り分を補う生活支援策を講じるとともに、地域の実情を踏まえた支援を講じるための重点支援交付金の充実を図ること。

#### (4) 訪問系サービスへの支援

介護報酬改定で基本報酬の引き下げが行われた訪問介護や、採算性が課題となり事業所が減少している訪問入浴介護について、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を十分踏まえ、介護報酬の改善や適切な措置を講じること。

また、医療・介護保険の報酬における複数名訪問加算は、利用者や家族の同意が算定要件となっているが、暴力・迷惑行為を伴うケースでは同意を得ることが極めて困難であることから、算定要件の緩和を行うこと。

#### (5) 介護従事者の処遇改善や介護事業所における生産性向上、物価高騰対策（再掲）

施設と介護従事者の充実による質の高いサービス提供のため、介護報酬制度において介護職員や介護支援専門員等の介護従事者全体の処遇改善に確実に繋がることを担保できる持続可能な制度の構築を行うこと。

また、介護テクノロジーの導入と継続的な活用に関わるよう、生産性向上推進体制加算の算定要件の緩和やランニングコスト支援などを行うこと。

さらに、物価高騰による光熱水費・食材費等の高騰および人件費上昇により、公定価格で経営する介護事業所は依然として厳しい経営を強いられているため、冷暖房や給湯、送迎・訪問車両などに使用する、介護サービス提供に必要な不可欠な燃油をはじめとした物価の上昇および人件費上昇が適時適切に反映される仕組みを介護報酬制度等に組み込むなど、介護事業所の経営安定化に向けた公定価格の改定を行うとともに、補正予算による支援など、さらなる財政措置を講じること。

## 13 障がい者福祉の向上

### (1) 医療的ケア児者など特別なケアが必要な方に対する報酬制度の見直し

医療的ケアや重症心身障がい、強度行動障がいなど特別なケアが必要な方に対するサービスが充実するよう、これらの方を受け入れる事業所への基本報酬の引き上げや、入浴および送迎に対する加算の充実を図ること。

また、グループホーム、短期入所および重度訪問介護等において、夜間に看護師や支援員等を配置した場合の加算新設や、移動式浴槽を用いて入浴介助を行う訪問入浴サービスを報酬の対象にするなど、事業所が持続可能な提供体制を確保するため、報酬制度を見直すこと。

### (2) 強度行動障がい児者の支援

強度行動障がいのある方を事業所で受け入れるには、窓・壁の強化や個室化等の障がい特性に応じた住環境の整備に加え、さらに手厚い職員配置、高度な専門性により地域全体を支援する人材の育成および活動促進など、サポート体制の強化のための財政支援が必要である。また、令和9年度以降、広域的人材・中核的人材養成研修を県が実施することになっているが、研修に対応する人材や知見が不足しているため実施に懸念がある。

強度行動障がいのある方の受入体制を強化するため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等において施設整備を行う場合の加算を新設するとともに、広域的支援人材や中核的人材の育成・活動促進に向けた報酬加算制度の拡充を行うこと。また、県が実施する広域的人材・中核的人材養成研修が軌道に乗るまでの間、国立のぞみの園における国研修の継続および自治体職員向けの研修を行うこと。

### (3) 障がい者の送迎および訪問支援等

障がい者の送迎および訪問支援等については、就労や生活介護などの福祉サービスの利用に不可欠であるが、地方においては送迎距離が長く人件費がかかり、ガソリン価格の高騰により燃料費等の負担もさらに大きくなっているため、一律となっている単価を距離や送迎に要する時間に対応したものとすること。

また、障がい者の外出を支援する移動支援事業を特別支援事業化し、実施主体である市町村への補助を充実させること。

### (4) 社会福祉施設等施設整備費補助金等の予算確保

地域の実情に応じたサービス提供体制整備のため、老朽化した入所施設の改修や、就労支援などの日中活動系サービス、障がい児支援の充実のための施設整備に係る社会福祉施設等施設整備費国庫補助金および次世代育成支援対策施設整備交付金について、各都道府県の整備計画に対応できるよう十分な予算の確保を図るとともに、建築資材の高騰等に対応し基準単価を増額すること。

### (5) 軽度・中等度難聴児等に対する支援

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児について、補聴器の装着により、成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション力の向上を図ることが必要であるため、子育て支援の観点からも、補装具費支給制度の対象とすること。

また、中等度の難聴者についても、日常生活への支障が大きいという声があることから、身体障害者手帳の対象範囲の見直しを検討するとともに、補聴器購入制度等の支援策を講じること。

## (6) 障がい児に係る障害福祉サービス等の所得制限の見直し

居宅で生活する障がい児の介護給付費および訓練費並びに児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所給付費において、所得区分ごと負担上限月額が設けられているが、一般の区分（生活保護、低所得以外）の中でも区分2（市町村民税課税世帯で、市民税所得割額が28万円以上の世帯）について、負担上限月額が37,200円と負担が大きいことから、一般の区分においては所得制限を撤廃し一律4,600円とするなど、障がい児を支える家族への負担軽減を図ること。

## (7) 障がい者への合理的配慮の提供の推進

民間事業者が実施するバリアフリー化等の環境整備に対し財政支援を行うこと。また、外見では障がいがあることがわかりづらい方でも必要な援助や配慮が得られるよう、国が主体となって、障害者週間においてメディアや SNS など様々な媒体を通じ全国的にキャンペーンを展開するなど、理解促進・啓発を行うこと。

## (8) 障がい者の賃金・工賃向上に向けた支援（再掲）

障がい者の自立を促進するためには、障がい者の雇用・就労や障がい者就労施設における賃金・工賃向上が重要な課題であることから、賃金・工賃向上につながる商品開発や販路拡大を促進するための生産設備の導入・更新に対する恒久的な補助制度を創設するなど、施策の充実を図ること。

特に、就労継続支援A型事業については、経営努力をしても物価や人件費の高騰により経営環境が厳しさを増している事業所があること、就労継続支援B型事業については、工賃向上の強化に加え、障がいにより一般企業での就労が困難な方に対し、「働く場」と「日中の居場所」の両方を提供することで、障がい者の生活リズムを整える役割も担っていることから、事業の継続にむけた報酬の確保等必要な措置を講じること。

## (9) 物価高騰や人件費上昇を踏まえた対策の実施

物価高騰による光熱水費・食材料費等の高騰および人件費上昇により、公定価格で経営する社会福祉施設は依然として厳しい経営を強いられているため、冷暖房や給湯に必要な不可欠な燃油価格をはじめとした物価の上昇および人件費上昇が適時適切に反映される仕組みを障害福祉サービス等報酬制度に組み込むなど、障害福祉サービス事業所等の経営安定化に向けた対策を講じるとともに、補助金や交付金による支援など必要な財政措置を講じること。

#### (10) 地域生活支援事業の予算確保

日常生活用具の支給品目の拡大や、物価高騰等による日常生活用具等の支給限度額の見直しなど、地方に超過負担が生じない十分な予算の確保を図ること。

#### (11) 障がい福祉サービス従事者の人材確保の促進（再掲）

障害福祉サービス等事業所において、経験豊富で専門性の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供することができるよう、現行の給与水準のさらなる引き上げに必要な賃上げ支援等の処遇改善への財政措置を講じること。

また、障がい福祉分野における相談支援事業所の相談支援専門員など、処遇改善加算制度の対象外となっている職員についても、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供する重要な役割を果たしており、業務の専門性に見合った処遇改善を図り、一層の人材確保を推進すること。

#### (12) 障がい児受入のための財政支援の拡充

障がい児保育の充実のため、市町の交付税算定に当たっては年度中の受入人数の増減を次年度の交付税算定に反映させるなど、実態にあった算定方法に見直し、十分な財政措置を講じること。

## 14 こころの健康問題への対策

### (1) 地域自殺対策強化交付金への財源措置

自殺対策については、地域自殺対策強化交付金を活用し、相談体制の整備や人材育成、普及啓発や若年層対策などの取組みを進めているところであるが、近年の予算削減のため、市町の財政負担や普及啓発事業の縮小等、自殺対策の円滑な実施や継続に支障をきたしている。

また、全額国負担の補助金であるハイリスク対策事業については、令和4年度までは要望額に対し満額が交付されてきたが、令和5年度以降については内示額が減少しているため、ハイリスク地を抱える自治体の財政負担が生じているところである。

自殺対策において、持続可能な事業体制を整備するためにも、長期的に安定的な財源が必要であるため、十分な予算の確保を図ること。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

新たな地域医療構想に精神医療が位置付けられたことにより、今後精神病床数や機能分化について、データに基づき協議・検討を行う必要がある。また、新たな地域医療構想により、さらに地域移行を進めるため、精神障がい者が利用できるグループホームや地域生活支援拠点等、地域の基盤整備が必要であるとともに、精神障がい者の地域生活を支えるアウトリーチ支援体制の整備や、相談支援の資質向上を図るために人材の養成および確保が必要である。

早期に協議・検討を進めるため、地域基盤整備や人材の養成および確保のための十分な予算の確保を図ること。また、ガイドラインの早期策定および医療需要・地域基盤量の都道府県ごとのデータの提供や、県の現状分析を行うための財政支援を講じること。

### (3) 依存症対策の充実

依存症対策には、予防から治療、回復、社会復帰までを切れ目なく支援する体制の構築が必要であり、専門医療機関・治療拠点機関の指定や相談支援体制の充実、民間支援団体の活動の促進等を図る必要がある。

そのため、専門医療機関・治療拠点機関指定要件となる治療指導者や、相談拠点機関において専門に相談に応じる相談対応指導者の養成のための国研修の定員を十分に確保すること。また、民間支援団体の活動支援を行うための財政支援を行うこと。

## 15 介護・障がい福祉サービス等制度に係る事務負担の軽減

令和6年度の介護報酬および障害福祉サービス等報酬改定では、多くの加算要件が新設され、報酬体系が複雑になるとともに、報酬改定内容の公表から提出期限までの期間が短いことから、事業者や自治体職員の業務負担は増大した。

そのため、令和9年度に予定されている次期報酬改定においては、介護報酬制度および障害福祉サービス等報酬制度の簡素化や報酬改定等の内容を早期に公表するなど改善を図ること。

また、職員の賃上げ等について、事業者向けの補助金としての支援が長年継続しているが、申請する事業者や受け付ける自治体職員の負担が恒常的に増大していることから、今後は報酬改定により対応するなど改善を図ること。

## 16 保育士・介護従事者における給与水準の地域差の解消（再掲）

都市部と地方に格差が生じている保育士・介護従事者等の給与水準について、保育士・介護従事者の人材確保に支障が生じないよう、次の報酬改定時には公務員の地域手当の支給率に基づき保育の公定価格および介護・障害福祉サービス等報酬に差をつける仕組みを廃止し、全国一律とすること。

## 17 民生委員の処遇改善

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっているが、民生委員の職責および業務量の増加に鑑み、民生委員に必要な活動費を支給できるよう、財政支援を拡充すること。

また、民生委員の担い手不足解消のため、その活動内容に対する理解促進を図るとともに、働きながら活動する民生委員の負担軽減のため、不在がちな世帯への見守り活動を補佐するコールセンターの活用など、地域の実情に応じた幅広い負担軽減の取組に対して財政支援すること。

民生委員法第4条により条例で定める民生委員の定数には参酌基準があるが、人口は減少しているものの世帯数が増えている現在の社会情勢や、地域の実情に応じた民生委員の配置となるよう、定数の参酌基準について検証すること。

## 18 ドクターヘリの夜間運航に対する支援

ドクターヘリの夜間飛行については、高度急性期病院から遠い地域の24時間の救急医療体制確保のために有効であり、その実現のため、離着陸場や機体などに必要な設備基準、人員や天候なども含めた運用条件を明確化するとともに、医療提供体制推進事業費補助金について、夜間運航に要する設備整備に対する支援の追加や夜間運航経費に対する支援の拡充を図ること。

## 19 福祉避難所確保への支援

障がい者や高齢者、乳幼児等の要配慮者が、避難所で安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所やその円滑な運営体制を確保するための資機材整備や避難訓練の実施などの財政支援を引き続き講じること。

## 20 地域共生社会の実現に向けた財政支援の拡充

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の手段として「重層的支援体制整備事業」があるが、そのうち「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」について、交付割合、交付基準額の見直しが示されている。複雑化、複合化した支援ニーズに対応するための必要な人材確保と安定的な事業の推進するために市町の財政負担の軽減が図られるよう交付割合や交付基準額の見直しを行うこと。

## 21 生活困窮者への物価高騰対策支援の継続

エネルギー、食料品価格等の物価高騰により、生活困窮者が依然として厳しい状況にあることから、重点支援地方交付金を活用した給付を行うなど、地域の実状を踏まえた実効性のある支援策を継続して講じること。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課、長寿福祉課、障がい福祉課、こども未来課、児童家庭課、健康政策課、地域医療課、保健予防課、医薬食品・衛生課】

## 県民の安全・安心の向上

【内閣府、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省】

### 1 ドローンの社会実装に向けた飛行規制の緩和

有事に備え、平時からドローンの利活用を促進するにあたり、飛行空域や飛行方法に関する制限が多いことから、重量ごとに段階的に規制を緩和するなど、より社会実装が進む環境を整備すること。

また、新たな事業を創出するため、実証実験の段階から地域の産業界やコミュニティーを繋ぎ、コーディネートする人材を確保すること。

### 2 治水事業の推進

#### (1) 九頭竜川、日野川、北川改修事業（直轄事業）の促進

- ①日野川上流の県管理区間やその支川の水位を下げる効果が期待される日野川の久喜津地区（福井市）、朝宮地区（福井市）の河道掘削（日野川水防災・湿地創出事業）を推進すること。  
また、九頭竜川や日野川における堤防拡築等（フェニックス堤防整備事業）についても推進すること。
- ②小浜市中心部を洪水から守るため、北川の府中頭首工（小浜市）の堰改築等を推進すること。さらに、気候変動の影響を踏まえ、北川水系の河川整備基本方針を早期に見直すこと。

#### (2) 足羽川ダム建設事業の促進

- ①事業費について、引き続き、県および町と連携してコスト削減に取り組むとともに、交付税措置率の高い国土強靱化予算を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。

- ②事業進捗や事業費について、想定と異なる事象が確認された場合には、速やかに県と情報共有すること。
- ③足羽川ダム完成後、引き続き、足羽川、割谷川、赤谷川からの導水路建設を推進すること。

### (3) 七瀬川、笙の川、井の口川、天王川改修事業（補助事業）の推進

河道掘削と併せ、橋梁や堰の改築を集中的に実施している七瀬川（福井市）、笙しょうの川（敦賀市）、井いの口くち川（敦賀市）、天王川てんのう（越前町）の大規模特定河川事業に対し、必要な予算措置を講じること。

### (4) 県管理河川等のしゅんせつ・伐木対策に対する支援

中小河川におけるしゅんせつ・伐木対策や異常堆砂した砂防堰堤の除石を推進するため、緊急浚渫推進事業債に必要な予算措置を行うこと。

## 3 流域治水の推進

河川や砂防施設の整備、住民等への情報伝達体制の強化などハード・ソフト一体の水災害対策である流域治水を迅速かつ強力で推進するため、あらゆる関係者が積極的に取り組めるよう、関係省庁において支援制度の拡充および必要な財源の確保を図るとともに、日野川や北川等の「特定都市河川」への円滑な指定に向けて、財政的・技術的支援を行うこと。

## 4 道路、中小河川等の防災・減災対策事業に対する支援

道路、中小河川の小規模改良など地方単独事業で実施する防災・減災対策事業を推進するため、緊急自然災害防止対策事業債に必要な予算措置を行うこと。

## 5 雪に強い国土の形成

### (1) 雪に強い道路のための除雪体制強化

北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道8号等の物流の根幹を担う主要幹線道路において、予防的通行止め時間の最小化にも資する、除雪機械および消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械など、除雪体制の強化を図ること。

また、通行止め端末部における規制解除待ちの大型車滞留や交通渋滞を抑制するため、端末ICでのUターン処理や大型車の一時待避所の確保・周知対策を実施すること。

### (2) 広域的な車両流入の抑制

大雪時は非常時であることを国民が理解し、企業や公共機関、学校等を含めた社会全体での協力体制を構築するため、政府一体となって、荷主等も含めた経済団体に対し、不要不急の外出自粛、時差出勤やテレワークの推進による出社抑制、配送計画の見直し、冬の装備の徹底を広域的に周知・啓発するなど、大雪時に車両流入を抑制するための国民の行動変容に向けた取組みを進めること。

### (3) 情報発信の強化と通行止めの早期解除

予防的通行止めの実施においては、国、NEXCO共に管轄区域を超えた連携による速やかな事前広報の強化を図るとともに、降雪予報や除雪進捗を踏まえた通行止め解除の目途について、道路利用者に発信するよう努めること。併せて、応援集中除雪のうえ、状況に応じて段階的に先行して開放するなど、通行止めの早期解除に最大限取り組むこと。

#### (4) 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保等

地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率2／3）や除雪機械購入費等について、要望に対し予算総額を確保するとともに、市町に対する社会資本整備総合交付金（補助率2／3）や臨時道路除雪事業費補助（補助率1／2）の予算措置を拡充し、雪寒指定道路や幹線市町道以外の道路も対象とすること。

#### (5) 安定的、継続的な除雪体制の確保

##### ①地域防災を担う建設業とオペレーターの育成・支援環境の整備

地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレーターの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境を整備するため、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上において、労務費も対象に含めること。

また、オペレーターの労務単価における休日割増について、週1回の法定休日だけでなく、年末年始や祝日、週休2日を対象日として拡充すること。

##### ②新技術を活用した除雪作業の効率化の推進

持続可能な除雪体制の構築のためには、新技術を活用した除雪作業の効率化が必要不可欠であることから、地方における効率化・省人化の取組みに対し財政支援の充実を図るとともに、除雪作業の自動化を地方自治体が早期に導入できるよう、技術開発をより一層推進すること。

## (6) 降雪期における鉄道の安全・安定運行の確保

並行在来線において、降雪期の安全・安定運行が確保できるよう、特別豪雪地帯が存する線区における除雪車両や消雪設備等の導入・更新について、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金の国庫補助率を引き上げるとともに、地方負担に係る地方財政措置を拡充すること。

## 6 盛土規制法の施行における支援

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、県内全域について令和7年6月30日に規制区域を指定済みであり、「既存盛土調査」、「盛土等情報を一元管理・共有するシステムの構築」に対して、必要な予算措置を行うこと。

また、「アドバイザー派遣など審査業務の技術的支援」や「衛星画像を活用した監視業務」など、盛土等規制の体制強化に向けた取組みに対しても補助対象とすること。

## 7 液状化被害対策への支援

液状化被害は発生すると住民生活や事業活動に大きな影響を及ぼすが、その対策には長期間を要することから、将来の大規模地震の発生を見据え、継続的な財政的・技術的支援を行うこと。

## 8 通学路等における交通安全対策の推進

通学路等の安全対策を計画的かつ集中的に実施していくため、交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）に必要な予算措置を行うこと。

また、通学路交通安全プログラムに基づく通学路や未就学児の移動経路の安全対策についても、確実に事業推進が図られるよう補助制度の対象とすること。

## 9 地元建設事業者の受注機会の拡大

国の直轄事業やNEXCO中・西日本の舞鶴若狭自動車道4車線化における工事発注において、地元の中小建設業者や測量・調査・設計業者の入札参加機会を確保するとともに、県産品の活用を促進すること。下請業者には、地元建設事業者を優先的に採用するよう、受注者に強く要請すること。

## 10 建設現場の生産性向上

建設現場の生産性向上を図るため、ICT活用工事の普及・拡大に向けて受発注者の技術を上げる県・市町職員、施工業者向けの人材育成講習会を実施すること。

また、ICT活用工事の施工に必要な3次元測量や3次元設計データ作成等における明確な積算基準の整備を行うこと。

## 11 防災・減災対策への支援の充実

①避難情報を確実に伝達するため、スマートフォン等を持たない世帯にも発信できる情報伝達手段の整備・更新等に対して、緊急防災・減災事業債の恒久化や交付税措置率の引き上げなど財政措置の充実を図ること。

また、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画を作成・更新する必要があることから、計画の重要性について住民に分かりやすく周知するとともに、地域や福祉が連携して実効性のある計画が作成できるよう補助制度の創設など財政支援を充実すること。

②大規模災害が発生した際、被災地には様々な機関が支援に入り、支援者各々が宿泊場所の確保を行う必要が生じることから、平時から全ての自治体において宿泊場所リストが着実に整備されるよう指導すること。また、受け入れを行う宿泊施設において混乱が生じることが想定されることから、各機関が迅速かつ重複なく予約できるための宿泊施設の検索・予約システムの構築など、国において円滑な受援・応援体制の整備に努めること。

## 12 防災気象情報の精度向上と分かりやすい情報の発信

国の防災気象情報は、自治体や関係機関が防災体制を整える際や、住民の避難行動に重要であるため、量的予測や発表のタイミングなど、より一層の精度の向上を図ること。

特に、気象庁において、令和8年度から運用を開始した防災気象情報の見直しについて、レベル3土砂災害警報からレベル4土砂災害危険警報に切り替わるリードタイムが1時間と十分確保されていないことから、定時更新以外の注警報の予測情報の更新をプッシュ型で通知するなど自治体が住民への避難指示の判断を適切に行えるよう、きめ細かな情報発信を行うこと。

## 13 防災庁の防災局等の設置

福井県は日本の中心に位置し、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝地震による被害も震源に近い地域に比べて少ないと想定されており、被災地への支援や地方の事前防災の強化のため、防災庁の防災局等について本県に設置することを検討すること。

#### 14 災害ボランティア活動への支援充実

近年、災害が激甚化・頻発化しており、NPO・ボランティア団体等が行う被災者支援活動の重要性が増していることから、被災者の生活再建に資する、ニーズに応じた多様なボランティア活動に対する財政支援等、NPO・ボランティア団体等が活動しやすい環境整備を図ること。

#### 15 消防の連携・協力に係る財政支援等の充実

消防の連携・協力の要である消防共同指令センターは、整備に多大な費用と、計画から運用開始まで長期を要するため、計画的に整備を行えるよう緊急防災・減災事業債の恒久化や交付税措置率の引き上げなど安定した財源措置を行うこと。

#### 16 消防防災ヘリコプター安全運航維持に向けた支援

消防防災ヘリコプターについては、国際情勢の影響を受けた原油価格や物価の高騰に伴う燃料費や機体の修理費用等の増加および二人操縦士体制の導入により、消防防災ヘリコプターの運航に多額の経費を要し、大きな財政負担が生じているため、消防防災ヘリコプターの維持管理や二人操縦士体制の維持等、安全運航に必要な経費について、十分な地方財政措置を図ること。

#### 17 感震ブレーカーの普及推進の強化

震災時の電気火災防止に有効である感震ブレーカーの普及推進に当たって、県および市町単位で効果的に広報啓発を実施するため、国が主体的に都道府県および市区町村単位での設置状況および普及推進に関する先進事例の調査を実施し、情報提供を行うこと。

## 18 秩序ある共生社会の実現

日本人住民と外国人住民が相互に理解・尊重し、安全・安心に暮らせる環境を整えることが重要である。

そのため、外国人住民が日本語を学ぶことができる公的な仕組みを国が責任を持って構築すること。また、自治体が地域の実情に即した日本語教育の施策を実施するにあたって、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の十分な予算を確保し、恒久的な財政支援を行うこと。

## 19 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物および漂流・海底ごみの回収・処理や発生抑制などに要する経費について、海岸漂着物処理推進法の趣旨に基づき、令和9年度以降も継続支援するとともに年度当初から十分な予算を確保すること。

また、海外からの漂着物の割合が高い能登半島以西の日本海沿岸地域について、補助率の引上げを行うこと。あわせて、中国等の発生国に対し、抑制措置等を強く求めること。

## 20 敦賀市民間最終処分場対策に係る財政支援の継続

敦賀市民間最終処分場対策事業について、今後も浄化やモニタリング、構造物の維持管理等を継続し、生活環境保全上の支障の再発防止、周辺住民の安心・安全確保を図っていく必要があるため、現行の支援期間終了後（令和10年度以降）も、法整備や新たな制度の創設等により、国の財政支援を継続すること。

## 21 クマによる人身被害防止に向けた支援の強化

### (1) 人身被害防止対策にかかる財源確保

クマの人身被害を防ぐために、個体数を調整するための計画的な捕獲や狩猟の担い手の確保・育成、生息数調査、住民への注意喚起などの対策が着実に実施できるよう、引き続き必要な予算を確保すること。

### (2) 捕獲者の確保

クマの出没が全国的に急増する中、これまでクマの出没が頻繁でなく、クマ対策に予算の確保が困難な自治体においても、いざという時に備え「ガバメントハンター」等の捕獲者を確保できるよう、引き続き国において必要な予算を確保すること。

### (3) 地域個体群の生息数調査に対する支援

クマの保護管理に必要となる生息数の把握については、協議会において県域を越えた地域個体群ごとの調査を行っているが、白山・奥美濃地域個体群については、個体群規模が大きく、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の支援金額では十分な調査が困難であることから、定額の支援額を引き上げること。

【担当部署：未来創造部 県民協働課、地域鉄道課 / 防災安全部 危機管理課、消防保安課 / 交流文化部 インバウンド交流課 / エネルギー環境部 循環社会推進課、自然環境課 / 農林水産部 水産課 / 土木部 政策推進グループ、土木管理課、道路建設課、高規格道路課、道路保全課、河川課、砂防防災課、都市計画課 / 県警本部 交通規制課】

## 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化

【内閣府（警察庁）】

欧米諸国を始め世界各地において、テロが相次いで発生しているほか、朝鮮半島情勢については、依然として先行きが不透明であり、我が国の安全に対する重大な脅威となっている。

このような情勢に対応し、原子力施設のテロ対策を強化するため、下記の対策を講じること。

### 1 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮等を原子力施設警備隊敷地内に整備すること。

### 2 原子力施設警備隊の体制強化

原子力施設の警戒警備の徹底のため、原子力施設警備隊の体制を強化すること。

【担当部署：警察本部 警備課】

## 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置

【内閣府、総務省、環境省、防衛省】

令和4年3月にロシアは、稼働中のザポリージャ原子力発電所を武力攻撃した。また、北朝鮮はミサイル発射を頻回繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

福井県には全国最多の15基の原子力発電所が立地しており、県民はこうした事態に大きな不安を抱いている。

令和4年12月に閣議決定された国家安全保障戦略においては、原子力発電所の防衛に関し、幅広い武力攻撃事態に切れ目なく的確に対処できるようにすることなどが掲げられており、国は武力攻撃に対する原子力発電所の安全確保と地域住民の避難等について、国家安全保障と立地地域の安全・安心の観点から、以下の対策を講じること。

### 1 武力攻撃に対する防衛

原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、いかなる事態にも迅速に対応できるよう自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

### 2 嶺南地域への自衛隊の配備

大規模災害やテロ行為への対策の充実はもとより、万が一の有事に備え、本県嶺南地域に自衛隊部隊を配備し、原子力発電所の安全確保および防護体制に万全を期すこと。

### 3 嶺南地域における訓練の実施

原子力発電所の防護に関し、平時の監視体制から有事の防護体制への円滑な移行と迅速な事態対処について、関係機関との連携や自衛隊単独による様々な事態を想定した訓練、演習の実施等により十分な検証を行うこと。

#### 4 「安全保障関連3文書」の改定

改定を検討している次の「安全保障関連3文書」において、原子力発電所等の重要施設の防護および原子力発電所近傍における展開基盤の確保等の重要性を明確に示すこと。

#### 5 国民保護法等の関係法令の検証

武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策および防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果および対応方針を県民・国民に明らかにすること。

【担当部署：総務部 市町協働課 / 防災安全部 危機管理課】

## 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

【拉致問題対策本部】

### 1 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

全国には、800人を超える北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者がいる。うち本県関係者で氏名が公表されている方は4人おり、家族の方も帰りを待ち望んでいる。

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国してから23年が経過した。この間、拉致被害者とその家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決には一刻の猶予もない。

家族会・救う会は、令和8年2月に「親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国を実現するなら、人道支援と、独自制裁解除と、国交正常化交渉開始に反対せず、拉致被害者の消息聞き取りを除き帰国者から秘密を聞き出して反北朝鮮活動をしない。だが、その期限内に全拉致被害者の一括帰国が実現しなかった場合、強い怒りを持って独自制裁強化を求める」という運動方針を決定した。

また、高市総理大臣は、令和7年11月の全拉致被害者の一括帰国を求める国民大集会において、「拉致被害者の命と国家の主権がかかった問題に対し、手段を選ぶつもりはない。既に北朝鮮側には首脳会談をしたい旨を伝えた」と明言。「私の代で何としても突破口を開き、拉致問題を解決したい」と決意を表明した。

政府は、引き続き米国をはじめとする国際社会との連携により北朝鮮への圧力を緩めることなく、日朝首脳会談の実現も見据え、一刻も早く拉致問題が解決できるよう、あらゆるチャンスを逃すことなく最大限の努力を尽くすこと。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課】